

みんなで支える 食の安全・安心

群馬県食品安全基本計画2016-2019



平成28年3月

群馬県

はじめに



食は、私たちの生活にとって最も身近で欠かすことのできないものであり、食の安全を守ることは、県政の基本的な課題の一つです。

群馬県では、平成16年3月に制定した「群馬県食品安全基本条例」に基づき、「食品安全基本計画」を策定し、食の安全・安心の確保を図るための取組を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、前計画の期間中(平成23年度～27年度)においても、福島第一原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質汚染や、冷凍食品への意図的な農薬混入事件など食の安全・安心を揺るがす事件・事故が発生しており、依然として多くの県民の皆様が食に対する不安を感じているという状況です。

また、食の安全・安心を確保するためには、食品の生産から消費までのすべての過程において、行政のみならず生産者・事業者・消費者など食品に関わる関係者が、それぞれの役割を果たし、互いに理解し信頼を高めていくことが重要です。

こうしたことをふまえ、「みんなで支える 食の安全・安心」を基本理念とした、平成28年度から平成31年度までの新たな食品安全基本計画を策定しました。

この計画では、これからの4年間に群馬県が食の安全・安心の確保に向けて取り組むべき施策を「食品の安全確保」、「自主的な取組の推進」、「安心の提供」の3つのテーマに大別し、7つの基本柱と16の基本施策を明記しました。

さらに、重点的に取り組む施策として、「新たな制度に基づく食品表示対策の推進」、「食物アレルギー対策の推進」、「輸入食品対策の推進」、「製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進」を設定し、現状の課題に対応する対策を推進してまいります。

本県の食の安全を確保し、県民の皆様が安心して食生活を送ることができるよう、この計画を推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました関係各位に深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

群馬県知事 **大澤正明**

群馬県食品安全基本計画2016-2019の概要

1 計画策定の基本的な考え方

計画策定の趣旨・目的	計画の位置付け	計画期間	計画の推進体制
生産から消費に至るすべての過程を通じた食品の安全対策を総合的かつ計画的に推進することにより、食品の安全を確保するとともに、信頼の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県食品安全基本条例第16条第1項に基づく基本計画 群馬県総合計画の食品衛生分野の最上位計画 	平成28(2016)年度～平成31(2019)年度までの4年間	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県食品安全会議を中心とした部局横断的な体制で推進 群馬県食品安全審議会等を通して、専門家や県民の意見を反映させながら施策を推進

2 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

食に関する事件・事故	社会環境の変化	県民意識調査結果	前計画の達成状況
福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染 肉の生食による重大な食中毒事件 学校給食における食物アレルギー事故 飲食店メニューの不適正表示 冷凍食品への意図的な農薬混入事件 など	食品表示法の施行 HACCP(ハサップ)の導入 TPP参加による輸入食品の増大 「富岡製糸場及び絹産業遺産群」の世界遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック開催等による観光客の増大 など	県民の約半数が食の安全性に不安を感じている 不安の高い項目…「輸入食品」「偽装表示」「放射性物質」「食中毒」「残留農薬」 県に対する要望の高い項目…「輸入食品対策」「食中毒対策」「食品検査体制の充実」「放射性物質対策」「農産物の安全確保」	概ね順調に進捗…食品の安全・安心確保に向けた127事業のうち、112事業(88.2%)が「計画どおり進展」(平成26年度事業評価結果)



今後取り組むべき4つの課題

県民が感じている食に対する不安を解消する 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生を防止する	消費者と生産者、事業者との信頼関係を向上させる 社会環境の変化に対応した食品安全行政を進める
---	---

3 計画の基本理念

みんなで支える 食の安全・安心	食に関わるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに理解し信頼を高めることによって、食の安全・安心を関係者みんなで築き支える
----------------------------	--

4 施策の展開 ～3つのテーマ・7つの基本柱・16の基本施策～

テーマ：食品の安全確保	テーマ：自主的な取組の推進	テーマ：安心の提供
食品安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 生産者への衛生管理指導の実施 事業者への監視指導の実施 食品安全検査の充実 輸入食品安全対策の推進【重点】 食物アレルギー対策の推進【重点】 食品表示対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 適正な食品表示の確保【重点】 危機管理体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の充実 	生産者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の安全確保の推進 生産段階における自主衛生管理の推進 農薬の適正使用の推進 事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進【重点】 食品表示の適正化の推進【重点】 危機対応の充実 消費者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 消費者の正しい知識習得への支援 	リスクコミュニケーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> 食の安全に関する情報発信の充実 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進

食品安全の取組 「平成31年度はこうなります」

事業ごとの数値目標

監視指導・食品検査		
大規模食品取扱施設等に対する監視指導件数	1,100件	
無承認無許可医薬品試買検査検体数	40検体/年	
農薬適正使用条例に基づく農産物等安全検査検体数	100検体/年	
食品安全検査センターにおける食品安全検査検体数	1,500検体	
輸入食品検査検体数	250検体	
アレルギー物質検査検体数	80検体/年	



農林水産物の安全確保		
農産物直売所巡回調査数	25か所/年	
農薬販売者に対する立入検査実施数	180か所/年	
残留農薬の出荷前自主検査検体数	400検体/年	
GAPの取組産地数	97産地	
農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,490人	
農薬管理指導士認定者数(累計)	3,801人	



事業者の自主衛生管理		
群馬県食品自主衛生管理認証制度施設数	50施設	
HACCP導入支援のための講習会開催数	3回/年	新



適正表示推進		
中小小売店舗表示調査実施施設数	30施設/年	
食品の適正表示推進者育成講習会受講者数(累計)	3,200人	



食品安全に関する理解促進		
輸入食品に関する理解促進事業開催数	3回以上/年	
食物アレルギーに関する理解促進事業開催数	3回以上/年	新
消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	3回以上/年	新
出前なんでも講座の実施回数	15回/年	
食育推進リーダースキルアップ研修開催数	3回/年	新
「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」(HP)年間閲覧数	60万件/年	
「ぐんま食の安全情報」年間発行部数	10万部/年	
リスクコミュニケーション事業年間参加人数	2,000人/年	
「食の現場公開事業」登録事業者数	70事業者	



取組の成果



成果目標	内容	数値	備考
1	食品安全検査における食品の規格基準等適合率	99.9%	
2	人口10万人あたりの食中毒患者数	20人以下	
3	生産者・事業者の取組を「信頼できる」と回答した県民の割合	60%	
4	「食中毒予防」に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	70%	
5	食品の安全性について不安を感じている県民の割合	40%	
6	「リスクコミュニケーション」の認知度	20%	

は基準年度(H26)との比較を、「新」は新規の取組を表します。
数字は本文24ページの「表6：数値目標一覧」に対応しています。

目次

第1章 新計画策定の基本的な考え方

1 新計画策定の趣旨	2
2 新計画の基本的事項	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画期間	3
(4) 計画の推進体制	3
(5) 計画の進行管理	3

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

1 現状.....	6
(1) 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会環境の変化.....	6
(2) 食品の安全等に関する県民意識	10
(3) 前計画の取組状況	13
2 課題.....	20

第3章 新計画の基本理念と施策展開

1 新計画の基本理念.....	22
2 施策展開の方向性	22
3 施策構成.....	23
4 重点施策の設定.....	23
5 数値目標	24

第4章 各施策における主な取組

テーマ : 食品の安全確保	26
テーマ : 自主的な取組の推進	42
テーマ : 安心の提供	58

資料編

1 「群馬県食品安全基本計画2016-2019」策定の経過	64
2 施策展開体系図	66
3 群馬県食品安全基本条例	68
4 群馬県食品安全審議会規則	72
5 群馬県食品安全会議設置運営要綱	74
6 群馬県食品安全県民会議設置運営要綱	76
7 食品の安全等に関する県民意識調査結果(要約版)	78
8 用語解説(五十音順)	91

第1章

新計画策定の基本的な考え方

1	新計画策定の趣旨	2
2	新計画の基本的事項	2
	(1) 計画の目的	2
	(2) 計画の位置付け	3
	(3) 計画期間	3
	(4) 計画の推進体制	3
	(5) 計画の進行管理	3

1 新計画策定の趣旨

群馬県では、食品の安全確保に関する施策推進の基本理念を定めた「群馬県食品安全基本条例（以下「条例」という。）」を、平成16年3月に制定しました。

この条例に基づいて、「群馬県食品安全基本計画2005-2007」、「群馬県食品安全基本計画2008-2010」、「群馬県食品安全基本計画2011-2015（以下「前計画」という。）」を策定し、食品の安全確保を図るとともに、県民の食品に対する信頼の向上を図るための施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、食品安全行政を推進する体制を整備し、食品の安全確保に向けた取組を着実に進めてきました。

一方で、福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品汚染問題や、肉の生食による重大な食中毒事件などのほか、学校給食を原因とした食物アレルギー*による死亡事故、飲食店メニューの不適正表示、冷凍食品への意図的な農薬混入事件、さらに廃棄食品の不正転売など、食の安全・安心を揺るがす事件・事故が跡を絶ちません。

また、近年、食のグローバル化、外部化の進行、健康志向の高まりなど、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、平成27年度をもって前計画の計画期間が終了するため、群馬県が平成26年度に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」の結果や社会環境の変化に伴う新たな課題等をふまえ、引き続き食の安全・安心の確保に確実に取り組んでいくため、「群馬県食品安全基本計画2016-2019（以下「新計画」という。）」を策定します。

2 新計画の基本的事項

(1) 計画の目的

生産から消費に至るすべての過程を通じた食品の安全対策を、総合的かつ計画的に推進することにより、食品の安全を確保するとともに、県民の食品に対する信頼の向上を図ることを目的とします。

(2) 計画の位置付け

新計画は、条例第16条第1項の規定に基づいて策定します。

また、群馬県行政に係る計画のうち、食品衛生分野における最上位計画に位置付けられています。

(3) 計画期間

新計画の計画期間は、平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの4年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度改正等によって見直しが必要となった場合には、随時適切な見直しを行います。

(4) 計画の推進体制

新計画は、前計画と同じく、群馬県食品安全会議を中心とした県庁内の部局横断的な体制で推進していきます。

また、条例第18条に基づき設置し、学識経験者、事業者などで構成される群馬県食品安全審議会に専門的な意見を求め、施策の客観性の確保に努めます。

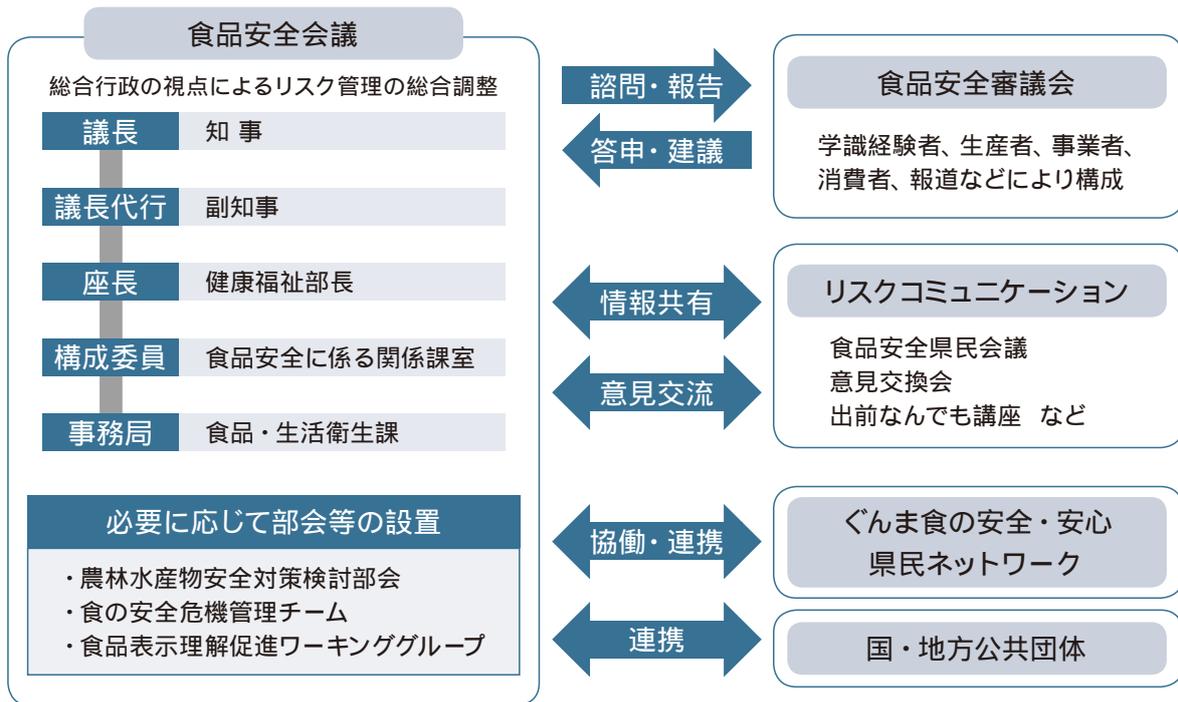
さらに、消費者、生産者、事業者などで構成される群馬県食品安全県民会議や県民との意見交換会等を通して、県民の意見を反映しながら、総合的かつ効率的に施策を推進していきます。

(5) 計画の進行管理

新計画の進捗状況をわかりやすく確認できるよう数値目標を設定し、年度終了ごとに事業評価を行います。

事業評価の結果は、群馬県食品安全審議会、群馬県食品安全県民会議に報告し、施策の推進方法について意見を求めるとともに、県ホームページ等で公表し、計画の進捗状況に関する情報を広く県民に提供します。

計画の推進体制



第2章

食の安全・安心を取り巻く現状と課題

1	現状.....	6
	(1) 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会環境の変化.....	6
	(2) 食品の安全等に関する県民意識	10
	(3) 前計画の取組状況	13
2	課題.....	20

1 現状

(1) 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生と社会環境の変化

これまで、食の安全・安心を揺るがす様々な事件や事故の発生を受けて、関連する法令の改正など再発防止のための対策が講じられてきました。

平成13年に発生したBSE問題を契機に、国は平成15年に「食品安全基本法*」を制定し、内閣府に食品安全委員会*を設置しました。

平成21年には、相次ぐ食品偽装事件を受け、消費者の視点に立って消費者行政を推進する組織として消費者庁*が発足しました。

本県においても、平成14年に全国にさきがけた部局横断的組織として食品安全会議を設けたのを端緒とし、積極的に食の安全・安心確保対策に取り組んできました。

前計画を策定した平成22年度以降に発生した主な事件・事故や社会環境の変化は、以下のとおりです。

ア 食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生

平成23年3月に、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故が発生し、食品への放射性物質汚染が大きな問題となりました。

また、平成24年には、腸管出血性大腸菌による食中毒や学校給食における食物アレルギー事故など死亡者を伴う重大な事故が発生しました。

さらに、平成25年には、飲食店等メニューの不適正表示の問題や冷凍食品への意図的な農薬混入事件が発生し、その後も中国産期限切れ鶏肉使用事件、食品への異物混入事件が相次ぐなど、食の安全・安心を揺るがす事件・事故が跡を絶たない状況です。

イ 食品表示法の施行

これまで食品表示はいくつもの法律によって規定されており、複雑で分かりにくいものでしたが、平成27年4月に「食品表示法*」が施行され、新たな食品表示制度がスタートしました。

この法律の完全施行までには最長5年の猶予期間がありますが、新たな食品表示制度の理解促進のための取組を積極的に行う必要があります。

ウ HACCP(ハサップ)方式の導入

平成26年5月、厚生労働省の定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」が改正され、HACCP(危害分析重要管理点)を取り入れた新たな基準が追加されました。

HACCPは、効果的・効率的な食品の衛生管理手法として国際標準となっていますが、日本での中小事業者への普及率は3割程度という現状です。より安全性の高い食品を供給するため、HACCPの考え方による衛生管理手法の導入を推進していく必要があります。

エ TPP参加による輸入食品の増大

わが国の平成26年度の食料自給率(カロリーベース)は39%であり、60%以上の食料を海外に依存している状況です。

また、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)への参加により、食品輸入がさらに活発化することは必至です。

一方、県民の輸入食品に対する不安感は依然として強いことから、輸入食品の安全検査の充実を図るとともに、輸入食品に関する正しい情報の普及に向けた取組を進めていく必要があります。

オ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック開催等に伴う観光客の増大

平成26年6月の「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録を契機に、県内を訪れる観光客は年々増加しています。さらに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、国内外からの観光客の増大が見込まれます。食を通して群馬県をアピールする好機であり、さらなる県産農林水産物の安全確保や飲食店、宿泊施設等での衛生管理の徹底が求められます。

カ 食に関する情報量の増大

インターネットの普及により、瞬時に膨大な情報を入手することができるようになりました。しかしながら、それらの情報がすべて公正で科学的なものであるとは限りません。県民が風評に惑わされることなく合理的な判断ができるよう、食の安全に関する正しい情報を提供していく必要があります。

参考情報

食の安全に関する主なできごと

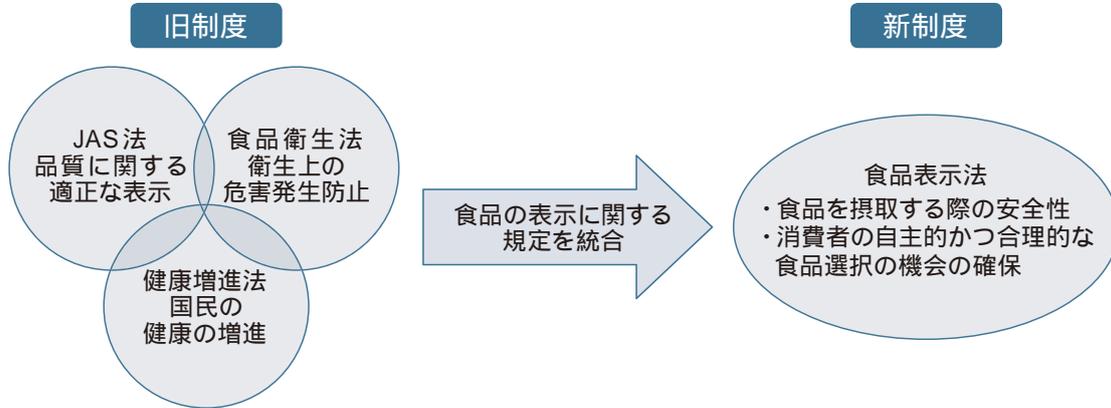
年月	内容
平成13年	9月 国内でBSE発生 12月 中国産冷凍野菜の残留農薬基準超過
平成14年	2月 大手食品メーカーによる牛肉偽装事件 4月 群馬県食品安全会議設置 10月 群馬県農薬適正使用条例施行
平成15年	4月 群馬県食品安全検査センター設置 7月 食品安全基本法施行、食品安全委員会発足
平成16年	4月 群馬県食品安全基本条例施行
平成17年	4月 群馬県食品安全基本計画(2005-2007)スタート
平成18年	5月 残留農薬のポジティブリスト制導入
平成19年	1月 洋菓子工場での期限切れ原材料使用問題 6月 食肉の偽装販売事件
平成20年	1月 中国産冷凍餃子の農薬混入事件 4月 群馬県食品安全基本計画(2008-2010)スタート 9月 非食用米穀の不正流通、輸入加工食品へのメラミン混入事件
平成21年	9月 消費者庁発足 9月 成型肉ステーキによるO157食中毒発生
平成23年	3月 福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散 4月 群馬県食品安全基本計画(2011-2015)スタート 4月 焼肉チェーン店において牛肉の生食によるO111食中毒発生 10月 生食用牛肉の規格基準策定
平成24年	4月 食品中の放射性物質の新基準設定 7月 牛肝臓の生食禁止 8月 白菜浅漬けによるO157食中毒発生 12月 学校給食による食物アレルギー死亡事故
平成25年	7月 BSE検査の見直し(対象月齢48ヶ月超に引上げ) 10月 飲食店メニューの不適正表示発覚 12月 冷凍食品への農薬混入事件
平成26年	1月 給食用パンによるノロウイルス食中毒発生 7月 中国産期限切れ鶏肉混入事件、輸入冷凍しゃも異物混入事件 7月 冷やしきゅうりによるO157食中毒発生 12月 食品への異物混入が相次ぐ
平成27年	4月 食品表示法施行 6月 豚肉の生食禁止

参考情報

食品表示法について

食品表示法は、食品を摂取する際の安全性を確保するとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保を目的として、「整合性の取れた表示基準」、「消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示」、「消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進への寄与」、「効果的・効率的な法執行」を目指した新しい法律です。

主な変更点としては、製造所固有記号の使用に係るルールやアレルギー表示に係るルールの改善や栄養成分表示の義務化などがあります。

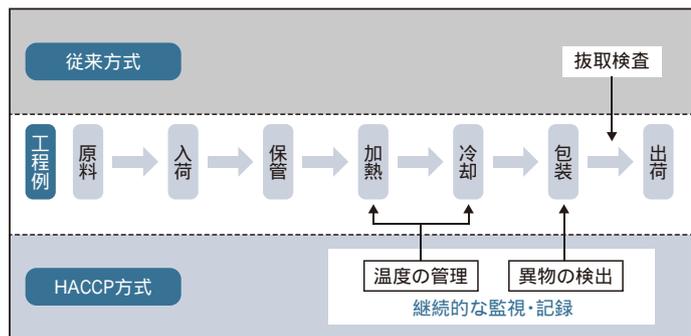


参考情報

HACCR(ハサップ)について

Hazard Analysis and Critical Control Point の略語で、「危害分析重要管理点」のこと。食品の製造・加工のあらゆる工程で微生物汚染や異物混入等の危害について、あらかじめ調査・分析し、この分析結果に基づいて、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点と定め、これが遵守されているかどうかを継続的に確認することにより、安全性を確保する衛生管理手法です。

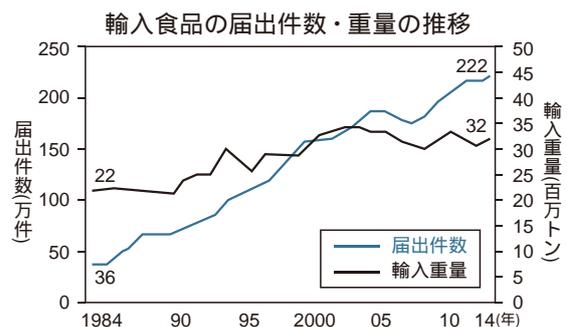
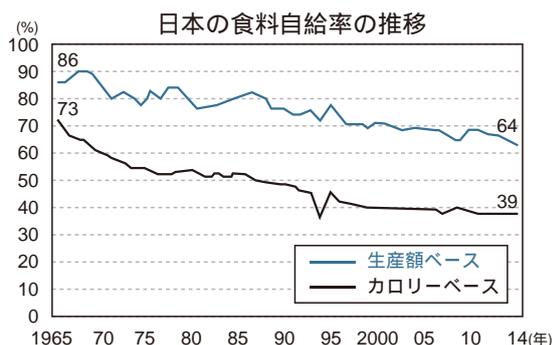
従来の最終製品の抜き取り検査で安全性を確認する手法に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防ぐことができるとされています。



参考情報

食料自給率と食品等輸入届出数量の推移

食料自給率(カロリーベース)は1965年では70%超でしたが、1995年以降40%前後で推移しています。また、食品等の輸入届出数量の推移をみると、輸入重量はほぼ横ばい状態ですが、少量多品種での輸入が増加しているため、輸入届出件数は年々増加しています。



(2) 食品の安全等に関する県民意識

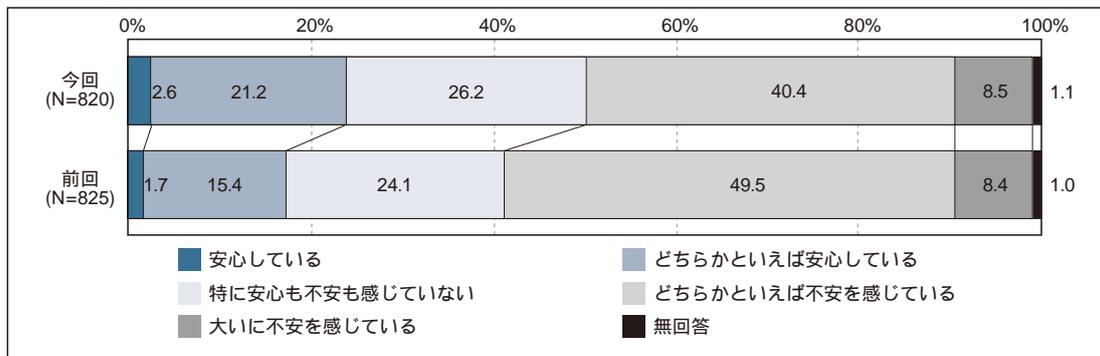
県では、食品の安全等に関する県民の意識を把握するため、平成26年8～9月に「食品の安全等に関する県民意識調査」を実施しました。(対象数：一般県民1,500人、回答数820人、回収率54.7%)

ここでは、その結果の主なものを確認します。

ア 食品の安全性に対する不安感

食品の安全性について、県民の48.9%が「大いに不安」または「どちらかといえば不安」と回答しています。前回調査(平成21年度実施)では57.8%であり、若干減少しているものの、依然として約半数の人が不安を感じています。

【図1】食品の安全性に対する不安感



イ 県民が不安を感じている項目とその理由

県民が不安を感じている項目をみると、「輸入食品」、「食品の偽装表示」、「放射性物質」、「食中毒」、「残留農薬」が上位を占めています。

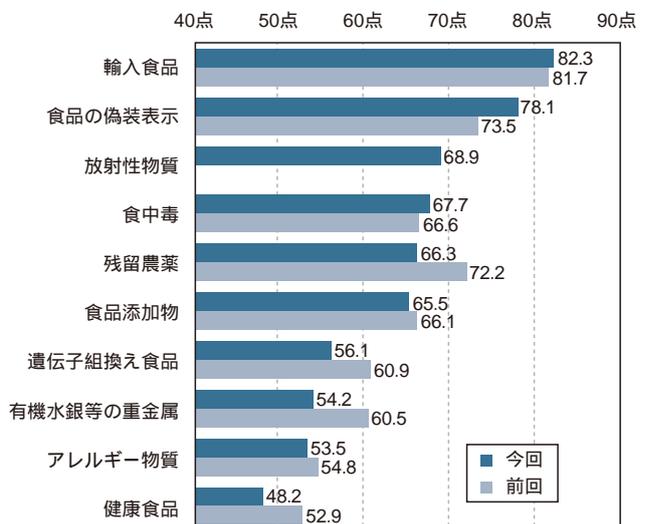
前回調査に引き続き、「輸入食品」、「食品の偽装表示」、「食中毒」の不安度が高くなっています。

今回調査では、新たに「放射性物質」を追加しましたが、福島第一原子力発電所事故から3年半を経ても、依然として放射性物質に対する不安が高いことがわかりました。

また、不安を感じる理由についてみると、「食品の安全性に関する事件・事故が発生しているから」、「生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」などが多くなっています。

【図2】不安度の高い項目

指標化の方法：「不安」を100点、「どちらかといえば不安」を75点、「どちらかといえば安心」を50点、「安心」を25点、「わからない」を0点として、加重平均により指標化した。



【表1】不安を感じる理由(2つまで選択) - 不安度上位5項目 -

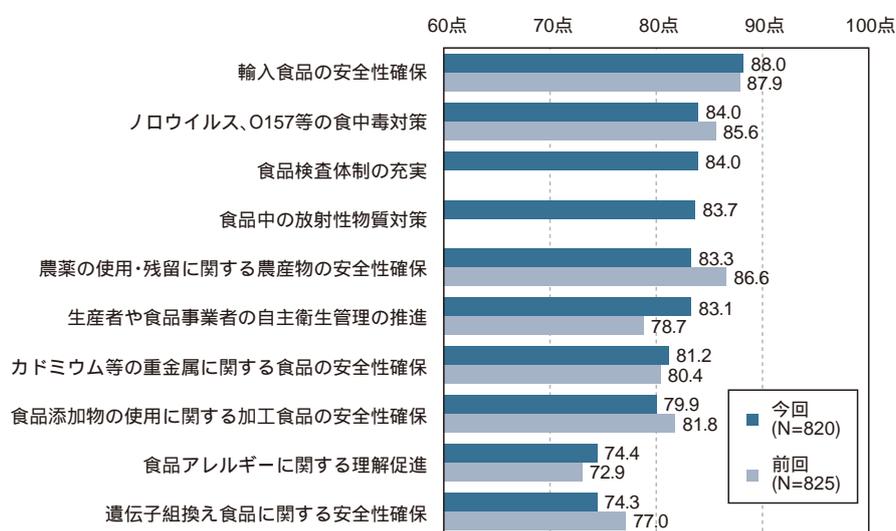
(単位:%)

	輸入食品	食品の偽装表示	放射性物質	食中毒	残留農薬
法律、条例などの規制が不十分だから	15.0	14.5	17.8	2.4	10.0
行政の監督指導が不十分だから	15.7	25.3	17.0	10.5	13.7
生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから	35.4	31.4	9.4	40.3	40.0
食品の安全性に関する科学的根拠に対して不安があるから	3.7	1.3	21.2	5.8	10.0
食品の安全性に関する情報提供が不十分だから	13.3	7.1	19.2	7.5	17.6
食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから	4.9	4.5	19.2	11.4	13.5
食品の安全性に関する事件・事故が発生しているから	42.5	39.6	14.0	34.8	17.6
その他	4.0	1.4	2.8	2.1	2.7
無回答	15.4	18.4	21.6	22.3	19.5

ウ 県に望む対策について

県民が県に望む対策では、「輸入食品の安全性確保」、「食中毒対策」、「食品検査体制の充実」、「食品中の放射性物質対策」、「農薬使用・残留に関する農産物の安全性確保」が上位を占めています。

前回調査と比較すると、上位項目に大きな変動はありませんが、「農産物の安全性確保」が低下した一方、「生産者や事業者の自主衛生管理の推進」が増加しています。



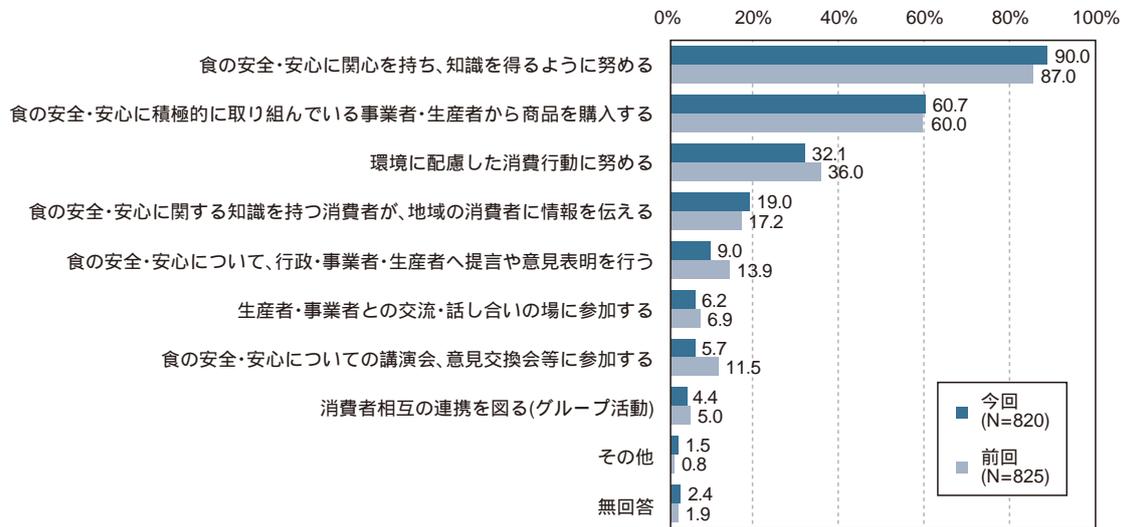
【図3】県に望む対策の重要度 - 上位10項目 -

指標化の方法

「非常に重要である」を100点、「重要である」を75点、「それほど重要ではない」を50点、「重要とは思わない」を25点、「わからない」を0点として、加重平均により指標化した。

エ 食の安全性確保のために消費者がすべきこと

県民の9割が「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」という意識を持っています。一方、「生産者・事業者との交流・話し合いの場に参加する」、「食の安全・安心についての講演会、意見交換会等に参加する」など、自ら積極的に行動することに対する意識は低い状況となっています。



【図4】消費者がすべきこと(3つまで選択)

(3) 前計画の取組状況

前計画では、次の4つのテーマを掲げ、食品の安全・安心確保に向けた127の事業に取り組みました。

テーマ：生産から消費に至る食品の安全性確保 ～守る安全～

食品安全検査を計画的に実施し、科学的知見に基づき安全性の確認を行いました。

また、検査機器の購入、更新を行い、食品安全検査体制の充実を図りました。福島第一原子力発電所事故による放射性物質の食品汚染に対応するため、放射性物質の検査体制を整備しました。

テーマ：食品の安全に関する理解促進と安心の提供 ～みえる安心～

ホームページや情報紙などの広報媒体を通じて食の安全・安心に関する情報を積極的に発信するとともに、様々なテーマで意見交換会を開催し、リスクコミュニケーション*の推進に取り組みました。

テーマ：協働と県民参画の推進 ～ひろげる信頼～

「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク*」との協働事業や、「食の安全情報通信員」、「食品表示ウォッチャー」などボランティアを活用した事業に取り組み、県民参画の推進を図りました。

テーマ：食の安全・安心を支える体制の充実 ～支える安全・安心～

食品安全会議を核として関係部局と連携し、危機管理体制を整備しました。

また、福島第一原子力発電所事故や冷凍食品への農薬混入事件発生の際には、庁内における情報共有と県民への情報発信など迅速に対応しました。

ア 個別事業の進捗状況

平成26年度事業評価結果に基づく個別事業の進捗状況(表2)をみると、127事業のうち「計画どおり進展」が112事業(88.2%)、「概ね計画どおり進展」が9事業(7.1%)となっており、計画全体としては、概ね順調に進捗したものと考えられます。

【表2】個別事業の進捗状況(平成26年度)

	計画どおり 進展	概ね計画 どおり 進展	計画 どおり 進展せず	その他	合計
テーマ : 生産から消費に至る食品の安全性確保					
1 科学的知見による総合的な食品の安全性確保	34	2	0	2	38
2 自主衛生管理の推進	12	1	0	2	15
テーマ : 食品の安全に関する理解促進と安心の提供					
1 リスクコミュニケーションの推進	6	0	0	0	6
2 食品表示の適正化推進	6	2	0	1	9
3 食品の安全に関する情報収集と情報提供	10	2	0	0	12
4 食育を通じた食品の安全に関する理解促進	6	0	0	0	6
テーマ : 協働と県民参画の推進					
1 協働と県民参画による食の安全・安心の推進	8	1	0	1	10
2 食の安全・安心に取り組む関係者の支援	12	0	0	0	12
3 産、学、官との連携	2	0	0	0	2
テーマ : 食の安全・安心を支える体制の充実					
1 総合行政の推進	13	1	0	0	14
2 国及び地方自治体等との連携	3	0	0	0	3
合計	112	9	0	6	127
	88.2%	7.1%	0.0%	4.7%	100.0%

イ 数値目標の達成状況

数値目標(63項目)については、計画全体の成果を評価するための成果目標7項目、事業ごとの数値目標56項目を設定しました。

成果目標については、目標達成が4項目、未達成が3項目(下線部)という結果でした。(表3)

テーマの「人口10万人あたりの食中毒患者数」の過去10年間の平均は22.9人で目標値に達していませんが、これはノロウイルスを原因とする食中毒が増加し、1件あたりの患者数が増えていることによるものです。ただし、直近5年間では目標値を下回っています。

また、テーマの「食品の安全性に不安を感じている県民の割合」は減少し、目標を達成しましたが、テーマの「食品の安全性が向上したと感じる県民の割合」及び「事業者の取組に対する信頼度が向上したと感じる県民の割合」は達成できませんでした。これは平成26年の意識調査実施直前に、消費者の信頼を大きく揺るがす内容の事件が報道されたことが影響したと考えられます。

なお、平成26年度までの数値目標の実績値は、表4(16～19ページ)のとおりです。

【表3】成果目標の達成状況

成果指標		H21年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 目標値
テーマ	食品安全検査における食品の規格基準適合率	99.9%	99.9%	99.9%以上
	<u>人口10万人あたりの食中毒患者数(過去10年間の平均値)</u>	22.6人	22.9人	20人以下
テーマ	食品の安全性に不安を感じている県民の割合	57.9%	48.9%	50%以下
	食中毒予防の3原則を理解している県民の割合	39.1%	62.3%	60%以上
	賞味期限と消費期限の意味を正しく理解している県民の割合	33.8%	93.1%	90%以上
テーマ	<u>食品の安全性が向上したと感じる県民の割合</u>	62.4%	52.3%	70%以上
	<u>事業者の取組に対する信頼度が向上したと感じる県民の割合</u>	—	58.7%	60%以上

(下線は目標未達成項目)

【表4】数値目標の実績値一覧

()内は計画策定時の目標値

No.	指標	単位	H21 (基準)	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標	担当課
テーマ 生産から消費に至る食品の安全性確保 ～守る安全～										
1 科学的知見による総合的な食品の安全性確保										
成果目標										
	食品安全検査における食品の規格基準適合率	%	99.9	—	-	-	-	99.9	99.9以上	衛生食品課
	人口10万人あたりの食中毒患者数(中核市含む)	人	18.8	—	-	-	-	22.9	20以下	衛生食品課
1 農薬適正使用推進										
1	生産履歴記帳(JA、直売所)	%	90.5	93.3	94.1	96.0	93.8	94.8	100	技術支援課
2	生産段階における残留農薬検査検体数 (出荷団体等による自主検査及び県による行政 検査の合計値)	検体/年	700	700	600	600	600	597	700	技術支援課
3	農薬適正使用推進員認定者数(累計)	人	1,050	1,102	1,129	1,169	1,229	1,270	1,200 (1,100)	技術支援課
4	農薬管理指導士認定者数(累計)	人	3,033	3,109	3,185	3,265	3,336	3,416	3,500	技術支援課
5	農薬販売者に対する立入検査 計画期間(5年間)で全ての対象者に対する立 入検査を実施する。	か所	202	200	181	181	180	180	180	技術支援課
6	農薬使用者に対する立入検査	か所	93	96	10	10	10	10	随時	技術支援課
3 BSE対策										
7	BSEスクリーニング検査	%	100	100	100	100	100	100	100	衛生食品課
8	24か月齢以上の死亡牛BSE検査	%	100	99.9	99.9	99.9	99.9	100	100	畜産課
4 畜産物、水産物の安全性確保対策										
9	動物用医薬品立入・指導実施率 指導等対象者の年度による増減が生じるた め、概ね1/3を目標として立入・指導を行う。	%	44.3	36.8	42.4	33.0	26.4	25.0	33.3	畜産課
10	出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml 未満の酪農家割合	%	99	99	99	99	99	98	100	畜産課
5 科学的データに基づく効率的な監視指導										
11	食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設 の監視指導実施率	%	103.7	102.9	102.4	117.4	139.7	139.7	100	衛生食品課
6 食品安全検査の充実										
12	食品衛生監視指導計画に基づく収去目標達成率	%	99.3	99.5	100.3	100	100.2	100.4	100	衛生食品課
13	合成抗菌剤等の精密検査の検体数	%	100	160	130	166	180	59	130	衛生食品課
14	食品安全試買検査検体数	検体/年	195	200	208	200	200	200	200	食品安全課
15	残留農薬検査対象項目数	項目	220	230	240	240	248	248	260	技術支援課
16	食品GLP対象施設に対する内部点検回数	回/施設	4	4	4	4	4	4	4	食品安全課
7 輸入食品対策										
17	食品安全検査検体数に対する輸入食品の検査 検体数の割合	%	15.9	17.1	15.5	14.7	14.5	15.0	15	衛生食品課
8 食中毒の未然防止対策										
18	「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく 監視指導の実施率	%	90.0	98.0	75.0	78.6	91.9	96.0	100	衛生食品課
19	特定給食施設巡回指導施設割合	%	63.4	71.9	77.7	69.1	67.4	72.2	80	保健予防課
20	特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配 置施設割合	%	77.4	67.8	67.1	69.4	75.7	76.5	85	保健予防課
21	学校給食における食中毒発生件数	件	0	1	0	0	0	0	0	健康体育課
22	学校給食施設におけるドライシステム化及びド ライ運用施設割合	%	90.5	93.2	92.3	95.4	96.9	97.9	100	健康体育課
23	学校給食における物資選定委員会設置割合	%	72.6	74.1	85.1	84.1	84.1	91.7	100	健康体育課
24	食品営業者に対する講習会等開催数	回	241	224	231	216	246	275	随時	衛生食品課
25	「ストップ食中毒キャンペーン」等のイベント開催数	回	1	1	2	1	1	1	1	衛生食品課
26	出前なんでも講座の開催(食中毒の予防)	回	1	6	0	0	0	0	随時	衛生食品課
9 いわゆる「健康食品」対策										
27	健康食品・無承認無許可医薬品試買検査検体数	検体/年	65	64	65	65	40	40	60	薬務課
28	出前なんでも講座の開催(健康食品)	回	1	0	1	6	5	2	随時	薬務課

()内は計画策定時の目標値

No.	指標	単位	H21 (基準)	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標	担当課
テーマ 生産から消費に至る食品の安全性確保 ～守る安全～										
2 自主衛生管理の推進										
1 生産段階における自主衛生管理の推進										
29	GAPの取組産地数	産地	13	19	26	35	46	67	70	技術支援課
30	生産履歴記帳(JA、直売所【再掲】)	%	90.5	93.3	94.1	96.0	93.8	94.8	100	技術支援課
31	農薬適正使用推進員認定数(累計【再掲】)	人	1,050	1,102	1,129	1,169	1,229	1,270	1,200 (1,100)	技術支援課
32	農薬管理指導士認定数(累計【再掲】)	人	3,033	3,109	3,185	3,265	3,336	3,416	3,500	技術支援課
2 加工・流通段階における自主衛生管理の推進										
33	群馬県食品自主衛生管理認証制度施設数	施設	10	16	21	30	28	30	30	衛生食品課
34	群馬県野生鳥獣衛生処理施設登録制度施設の定期的な監視・指導	回	2	2	2	2	2	-	2	衛生食品課
35	食品衛生推進員数	人	167	167	131	131	131	131	129	衛生食品課
36	食品衛生指導員数	人	1,758	1,814	1,443	1,424	1,398	1,384	1,500	衛生食品課
3 家庭での衛生管理の推進										
37	「ストップ食中毒キャンペーン」等のイベント開催数【再掲】	回	1	1	2	1	1	1	1	衛生食品課
38	出前なんでも講座の開催(食中毒の予防)【再掲】	回	1	6	0	0	0	0	随時	衛生食品課
39	食品安全情報センター総閲覧数(累計)	件	402万	523万	807万	863万	950万	1,016万	930万 (500万)	食品安全課
テーマ 食品に関する理解促進と安心の提供 ～みえる安心～										
1 リスクコミュニケーションの推進										
成果目標										
	食品の安全性に不安を感じている県民の割合	%	57.9	-	-	-	-	48.9	50以下	(県意識調査)
1 県民との意見交流と相互理解の促進										
40	食品安全県民会議の開催	回	4	3	3	3	3	2	4	食品安全課
41	リスクコミュニケーションの参加人数(計画期間の累計)	人	-	-	4,687	9,332	12,051	14,014	10,000	食品安全課
2 リスクコミュニケーション推進体制の充実										
42	リスクコミュニケーション人材育成講習会の参加者数(計画期間の累計)	人	-	-	31	135	270	407	250	食品安全課
43	「食の現場公開事業」登録事業者数	事業者	52	57	59	62	62	63	62	食品安全課
2 食品表示の適正化推進										
1 食品表示制度の理解促進										
44	食品の適正表示推進者育成講習会受講人数(累計)	人	1,584	2,052	2,327	2,501	2,567	2,728	2,800	衛生食品課
45	食品の適正表示推進事業所登録事業者数(累計)	事業者	97	98	105	102	102	106	120	衛生食品課
46	出前なんでも講座の開催(食品表示)	回	4	0	2	0	0	1	随時	食品安全課
3 食品表示ウォッチャー制度等の活用による食品表示の適正化推進										
47	食品表示ウォッチャー委嘱人数	人	222	224	237	255	227	-	200	食品安全課
48	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	店	15,862	16,222	25,528	29,837	27,894	-	20,000	食品安全課
3 食の安全に関する情報収集と情報提供										
1 正確でわかりやすい情報提供										
49	食品安全情報センターの閲覧数(累計【再掲】)	件	402万	523万	807万	863万	950万	1,016万	930万 (500万)	食品安全課
50	ぐんま食の安全情報の発行回数	回	12	12	12	10	11	9	12	食品安全課
51	食品安全データブックの発行回数	回	1	1	1	1	1	1	1	食品安全課
52	食品安全基本条例に基づく運用状況の公表	回	1	1	1	1	1	1	1	食品安全課
53	水質検査結果等のホームページにおける公表	回	13	13	13	13	13	13	13	水道課
54	ダイオキシン類等の環境調査結果の公表	回	1	1	1	1	1	1	1	環境保全課
2 トレーサビリティ制度の適正運用										
55	食品営業者に対する米トレーサビリティ制度の説明会の実施	回	-	-	3	0	15	16	随時	食品安全課
56	食品営業許可時の窓口指導件数	件/年	-	-	1,966	2,977	2,977	-	3,200	衛生食品課

第2章 食の安全・安心を取り巻く現状と課題

No.	指標	単位	H21 (基準)	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標	担当課
テーマ 食品に関する理解促進と安心の提供 ~みえる安心~										
4 食育を通じた食品の安全に関する理解促進										
成果目標										
	食中毒予防の3原則を理解している県民の割合	%	39.1	-	-	-	-	62.3	60以上	(県民意識調査)
	賞味期限と消費期限の意味を正しく理解している県民の割合	%	33.8	-	-	-	-	93.1	90以上	(県民意識調査)
1 消費者に対する体験型学習機会の提供										
57	「ぐんま食育フェスタ」開催数	回	1	1	1	1	1	1	1	食品安全課
2 ライフステージに応じた学習機会の提供										
58	出前なんでも講座の開催	回	11	12	61	56	21	15	随時	食品安全課
59	地域食育リーダー養成者数(累計)	人	-	-	15	22	57	74	100	食品安全課
60	ぐんま食育推進サポーター活動回数	回	12	19	23	24	22	21	50	食品安全課
テーマ 協働と県民参画の推進 ~ひろげる信頼~										
1 協働と県民参画による食の安全・安心の推進										
成果目標										
	食品の安全性の信頼度が向上したと感じる県民の割合	%	62.4	-	-	-	-	52.3	70以上	(県民意識調査)
	事業者の取組に対する信頼度が向上したと感じる県民の割合	%	-	-	-	-	-	58.7	60以上	(県民意識調査)
1 ぐんま食の安全・安心県民運動の推進										
61	「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働事業の実施回数	回	4	4	4	4	4	4	4	食品安全課
2 県民参画の推進										
62	食の安全情報通信員数	人	502	516	531	528	541	520	500	食品安全課
63	食品表示ウォッチャー委嘱人数【再掲】	人	222	224	237	255	227	-	200	食品安全課
64	リスクコミュニケーションの参加者数(計画期間の累計)【再掲】	人	-	-	4,687	9,332	12,051	14,014	10,000	食品安全課
65	消費者と事業者の交流事業等の参加者数(計画期間の累計)	人	-	-	201	1,118	1,447	1,936	1,000	食品安全課
66	リスクコミュニケーション人材育成講習会の参加者数(計画期間の累計)【再掲】	人	-	-	31	135	270	407	250	食品安全課
2 食の安全・安心に取り組む関係者の支援										
1 自立し行動する消費者の育成										
67	出前なんでも講座の開催【再掲】	回	11	12	61	56	21	15	随時	食品安全課
68	リスクコミュニケーション人材育成講習会の参加者数(計画期間の累計)【再掲】	人	-	-	31	135	270	407	250	食品安全課
2 食の安全・安心に取り組む事業者等の支援										
69	GAPの取組産地数【再掲】	産地	13	19	26	35	46	67	70	技術支援課
70	「食の現場公開事業」登録事業者数【再掲】	事業者	52	57	59	62	63	65	62	食品安全課

()内は計画策定時の目標値

No.	指標	単位	H21 (基準)	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標	担当課
テーマ 食の安全・安心を支える体制の充実 ~支える安全・安心~										
1 総合行政の推進										
1 関係部局との調整・連携及び中立・公正な施策展開の推進										
71	食品安全会議の開催回数	回	2	2	2	2	2	2	随時	食品安全課
72	食品安全審議会の開催回数	回	1	3	1	1	1	1	随時	食品安全課
73	食品安全検査センター運営協議会の開催回数	回	1	0	1	1	1	1	随時	食品安全課
3 調査・研究等の推進										
74	残留農薬検査対象項目数【再掲】	項目	220	230	240	240	248	248	260	食品安全課
75	動物用医薬品検査対象項目数	項目	57	70	76	83	83	85	100	食品安全課
76	24か月齢以上の死亡牛BSE検査【再掲】	%	100	99.9	99.9	99.9	99.9	100	100	畜産課
4 食品の安全性確保に係わる人材育成										
77	農薬適正使用推進員認定数(累計)【再掲】	人	1,050	1,102	1,129	1,169	1,229	1,270	1,200 (1,100)	技術支援課
78	農薬管理指導士認定数(累計)【再掲】	人	3,033	3,109	3,185	3,265	3,336	3,416	3,500	技術支援課
79	食品衛生推進員数【再掲】	人	167	167	131	131	131	131	129	衛生食品課
80	食品衛生指導員数【再掲】	人	1,758	1,814	1,443	1,424	1,398	1,384	1,500	衛生食品課
2 国及び地方公共団体との連携										
2 都道府県等との連携										
81	全国食品安全自治ネットワーク開催回数	回	1	1	1	1	1	1	1	食品安全課
3 県内市町村との連携										
82	中核市との連絡会議の開催	回	-	-	4	4	5	9	随時	食品安全課

本表の事業ごとの数値目標の項目数は再掲を含む。

2 課題

1－(3)(13ページ～)に記したとおり、前計画は概ね順調に進捗しました。

一方、食品の安全等に関する県民意識調査では、5年前に比べ、食品の安全性について「安心」と感じている人の割合が増加し、「不安」と感じている人の割合は減少しているものの、依然として約半数の人が「不安」と感じています。

その主な理由としては、「食品の安全に関わる事件・事故の発生」や「生産者・事業者の法令遵守や衛生管理に対する不安」などがあげられており、県民の県への要望としては、「輸入食品対策」、「食中毒対策」、「食品検査体制の充実」が多くなっています。

このような県民の不安や要望に対応した施策をさらに推進し、県民の食に対する不安の解消を図っていく必要があります。

さらに、制度改正などに伴う新たな課題への対応に加え、国内外の情勢を的確にとらえ、食の安全・安心確保のための施策を推進していくことが求められています。

以上のことから、次の4つの項目を新計画において取り組むべき課題とします。

県民が感じている食に対する不安を解消する
食の安全・安心を揺るがす事件・事故の発生を防止する
消費者と生産者、事業者との信頼関係を向上させる
社会環境の変化に対応した食品安全行政を進める

第3章

新計画の基本理念と施策展開

1	新計画の基本理念.....	22
2	施策展開の方向性.....	22
3	施策構成.....	23
4	重点施策の設定.....	23
5	数値目標.....	24

1 新計画の基本理念

食品の安全を確保するためには、食品に関わるすべての関係者(行政、生産者、事業者、消費者)がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して取り組むことが重要です。

そこで、新計画においては、前計画の「みんなで築き支えるぐんまの食の安全・安心の実現」という考え方を継承し、次の基本理念を掲げます。

食に関わるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに理解し信頼を高めることによって、食の安全・安心を関係者みんなで築き支える

2 施策展開の方向性

新計画においては、この基本理念をふまえ、前章で整理した課題に対応するため、テーマからテーマまでの3つのテーマを設定し、食の安全・安心の確保に向け各施策を展開していきます。

テーマ : 「食品の安全確保」

生産から消費に至るすべての段階において、科学的知見に基づく安全対策に取り組み、食の安全を確保します。

テーマ : 「自主的な取組の推進」

生産者、事業者、消費者それぞれが行う食の安全確保のための自主的な取組を支援します。

テーマ : 「安心の提供」

食の安全に関する情報発信と関係者間の相互理解を推進し、県民に食に対する安心を提供します。

3 施策構成

前計画で掲げた施策の継続を基本としつつ、3つのテーマ、7つの基本柱、16の基本施策を設定し、食の安全・安心の確保に向けた施策を推進します。

【表5】新計画の施策構成

テーマ	基本柱	基本施策
食品の安全確保	1 食品安全対策の推進	(1) 生産者への衛生管理指導の実施
		(2) 事業者への監視指導の実施
		(3) 食品安全検査の充実
		(4) 輸入食品安全対策の推進 重点
		(5) 食物アレルギー対策の推進 重点
	2 食品表示対策の推進	(1) 適正な食品表示の確保 重点
3 危機管理体制の充実	(1) 危機管理体制の充実	
自主的な取組の推進	1 生産者への支援	(1) 農林水産物の安全確保の推進
		(2) 生産段階における自主衛生管理の推進
		(3) 農薬の適正使用の推進
	2 事業者への支援	(1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進 重点
		(2) 食品表示の適正化の推進 重点
		(3) 危機対応の充実
3 消費者への支援	(1) 消費者の正しい知識習得への支援	
安心の提供	1 リスクコミュニケーションの推進	(1) 食の安全に関する情報発信の充実
		(2) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進

4 重点施策の設定

制度改正、社会環境の変化、県民意識などに的確に対応するため、次の4つの施策を重点的に取り組む施策に設定します。

新たな制度に基づく食品表示対策の推進

食物アレルギー対策の推進

輸入食品安全対策の推進

製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進

5 数値目標

新計画の進捗状況を把握するため、31項目の数値目標(成果目標6項目、事業ごとの数値目標25項目)を設定します。

【表6】数値目標一覧

	指 標	基準値 (H26実績)	目標値 (H31)
テーマ 食品の安全確保			
成果目標	1 食品安全検査における食品の規格基準等適合率	99.9%	99.9%
	2 人口10万人あたりの食中毒患者数	22.9人	20人以下
1 食品安全対策の推進			
(1) 生産者への衛生管理指導の実施	農産物直売所巡回調査数	25か所	25か所/年
	農薬販売者に対する立入検査実施数	180か所	180か所/年
(2) 事業者への監視指導の実施	大規模食品取扱施設等に対する監視指導件数	1,049件	1,100件
	無承認無許可医薬品試買検査検体数	40検体	40検体/年
(3) 食品安全検査の充実	農薬適正使用条に基づく農産物等安全検査検体数	97検体	100検体/年
	食品安全検査センターにおける食品安全検査検体数	1,481検体	1,500検体
(4) 輸入食品安全対策の推進	輸入食品検査検体数	190検体	250検体
	輸入食品に関する理解促進事業開催数	3回	3回以上/年
(5) 食物アレルギー対策の推進	アレルギー物質検査検体数	44検体	80検体/年
	食物アレルギーに関する理解促進事業開催数	—	3回以上/年
2 食品表示対策の推進			
(1) 適正な食品表示の確保	中小小売店舗表示調査実施施設数	30施設	30施設/年
	消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	—	3回以上/年
テーマ 自主的な取組の推進			
成果目標	3 生産者・事業者の取組を「信頼できる」と回答した県民の割合	58.7%	60%
	4 「食中毒予防」に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	62.3%	70%
1 生産者への支援			
(1) 農林水産物の安全確保の推進	残留農薬の出荷前自主検査検体数	400検体	400検体/年
	生産段階における自主衛生管理の推進	GAPの取組産地数	67産地
(3) 農薬の適正使用の推進	農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,270人	1,490人
	農薬管理指導士認定者数(累計)	3,416人	3,801人
2 事業者への支援			
(1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	群馬県食品自主衛生管理認証制度施設数	30施設	50施設
	HACCP導入支援のための講習会開催数	—	3回/年
(2) 食品表示の適正化の推進	食品の適正表示推進者育成講習会受講者数(累計)	2,728人	3,200人
3 消費者への支援			
(1) 消費者の正しい知識習得への支援	出前なんでも講座の実施回数	15回	15回/年
	⑳ 食育推進リーダースキルアップ研修開催数	—	3回/年
テーマ 安心の提供			
成果目標	5 食品の安全性について不安を感じている県民の割合	48.9%	40%
	6 「リスクコミュニケーション」の認知度	11.4%	20%
1 リスクコミュニケーションの推進			
(1) 食の安全に関する情報発信の充実	㉒ 「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」(HP)年間閲覧数	55万件	60万件/年
	㉓ 「ぐんま食の安全情報」年間発行部数	8.1万部	10万部/年
(2) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進	㉔ リスクコミュニケーション事業年間参加人数	1,963人	2,000人/年
	㉕ 「食の現場公開事業」登録事業者数	65事業者	70事業者

目標値の欄において、「/年」は年度ごとの目標であり、それ以外は平成31年度の到達目標を示す。

第4章

各施策における主な取組

テーマ

食品の安全確保

1 食品安全対策の推進

- (1) 生産者への衛生管理指導の実施 26
- (2) 事業者への監視指導の実施 28
- (3) 食品安全検査の充実 30
- (4) 輸入食品安全対策の推進 34
- (5) 食物アレルギー対策の推進 36

2 食品表示対策の推進

- (1) 適正な食品表示の確保 38

3 危機管理体制の充実

- (1) 危機管理体制の充実 40

テーマ

自主的な取組の推進

1 生産者への支援

- (1) 農林水産物の安全確保の推進 42
- (2) 生産段階における自主衛生管理の推進 44
- (3) 農薬の適正使用の推進 46

2 事業者への支援

- (1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進 48
- (2) 食品表示の適正化の推進 50
- (3) 危機対応の充実 52

3 消費者への支援

- (1) 消費者の正しい知識習得への支援 54

テーマ

安心の提供

1 リスクコミュニケーションの推進

- (1) 食の安全に関する情報発信の充実 58
- (2) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進 60

テーマ 食品の安全確保

1 食品安全対策の推進

(1) 生産者への衛生管理指導の実施

農林水産業で使用される農薬、動物用医薬品^{*}等は、生産物の品質確保のため必要ですが、使用にあたっては十分な注意が求められます。生産者に対して農薬等の適正使用を指導するとともに、残留検査や放射性物質検査を実施し県産農林水産物の安全を確保します。

現状と課題

農薬使用履歴の記帳は、講習会等での生産者への指導により、多くの生産者に浸透していますが、十分でない例も散見されます。

福島第一原子力発電所事故直後には、一部の農林水産物から基準値を超える放射性物質が検出されましたが、近年では、栽培及び飼養管理されている農林水産物からの基準値超過はありません。しかし、放射性物質の影響は長期間にわたると考えられるため、引き続き検査により安全を確認する必要があります。

BSE(牛海綿状脳症)は、平成13年に国内で初めて確認され、平成21年までに全国で36頭の感染牛が確認されましたが、それ以降の感染確認はありません。

畜産物や水産物の生産で品質確保を目的として使用される動物用・水産用医薬品は、生産物の安全を確保するため適正に使用することが重要です。

施策展開

1 農薬の適正使用対策

県産農産物の安全を確保するため、生産者に対する農薬適正使用の指導と農薬販売者・農薬使用者への立入検査を実施します。

主な事業

農産物直売所等巡回調査の実施(技術支援課)

農産物直売所等を巡回し、出荷生産者に対して農薬の適正使用の推進及び農薬使用履歴の記帳の指導を行います。

農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査の実施(技術支援課)

農薬取締法^{*}及び群馬県農薬適正使用条例^{*}に基づき、農薬販売者、農薬使用者を対象に農業事務所、保健福祉事務所等と連携して立入検査を行います。

2 農産物等の安全確保対策

県産農産物の安全を確保するため、残留農薬や放射性物質の検査を行い、検査結果を速やかに公表します。また、放射性物質の吸収抑制対策を推進します。

主な事業

農産物等安全検査(技術支援課)

生産団体と連携して出荷前農産物の残留農薬検査を計画的に行い、県産農産物の安全を確保します。

農林水産物放射性物質検査(林業振興課・技術支援課・蚕糸園芸課・畜産課)

県産農林水産物の放射性物質検査を計画的に行い、県産農林水産物の安全を確保します。

原木きのこの栽培管理に関する指導(林業振興課)

原木きのこ生産者に対して、原木・ほだ木・きのこの放射性物質の検査を指導します。また、放射性物質を低減させるための栽培管理を指導します。

菌床きのこの栽培指導(林業振興課)

菌床きのこ生産者に対して、菌床の材料となるオガコ・菌床・きのこの放射性物質の検査を指導します。

3 畜産物・水産物の安全確保対策

畜産物の安全確保のために、家畜に与える飼料の品質検査と動物用医薬品の適正使用を指導します。また、生乳の品質向上のために酪農家の巡回指導と検査を実施します。

水産物の安全確保のために、魚類の養殖で使用される水産用医薬品の適正使用指導と残留検査を実施します。

主な事業

BSE リスク低減対策(食品・生活衛生課)

48ヶ月齢超の牛のBSE検査を継続して実施します。また月齢区分管理と特定危険部位の除去を徹底します。

飼料の適正な製造・使用の検査・指導(畜産課)

家畜飼料の安全確保と品質の改善のため、飼料製造業者等への立入検査及び収去飼料の栄養成分分析を実施します。

動物用医薬品等の取扱指導(畜産課)

動物用医薬品等の適正使用を確保するため、販売業者への立入検査を実施します。

県内産生乳の安全確保対策(畜産課)

群馬県産生乳の安全確保と品質向上のため、生産者・団体・県が連携して、乳質改善巡回指導と検査を実施します。

養殖水産物安全確保対策(蚕糸園芸課)

水産養殖事業者に対する水産用医薬品の適正使用を指導し、残留検査を実施します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
農産物直売所巡回調査数	25か所	25か所/年
農薬販売者に対する立入検査実施数	180か所	180か所/年

(2) 事業者への監視指導の実施

食品の安全確保に向けた事業者の取組を確実なものとするため、食品営業施設をはじめ、学校や病院等の給食施設、食肉・食鳥処理施設に対して、計画的に監視指導を行います。

また、医薬品成分を含む健康食品*による健康被害を未然に防ぐため、買い上げ検査による指導取締を実施します。

現状と課題

食品営業施設等に対し、計画的かつ効率的に監視指導を行っています。今後も、食品事故を未然に防止するため、一定の監視件数を維持しながら、質の高い監視指導を行うことが求められます。

給食施設等で食中毒が発生した場合には、患者の発生が大規模になる可能性が高いことから、監視指導により衛生管理の徹底を図り、食中毒の発生を未然に防ぐ必要があります。

食肉・食鳥処理施設については、施設監視に加え、食肉の微生物汚染実態調査や食鳥肉の細菌検査を実施し、科学的根拠に基づいた監視指導を行っています。

健康志向の高まりやインターネット通販等の普及により、多種多様な健康食品が流通しています。医薬品成分を含んだ健康食品による健康被害も発生していることから、監視指導により健康被害を未然に防ぐ必要があります。

施策展開

1 食品営業許可施設の監視指導

食品衛生法*に基づき毎年度策定する「群馬県食品衛生監視指導計画*」により、重点的かつ効率的な監視指導に努めます。

主な事業

食品営業許可施設等監視指導(食品・生活衛生課)

飲食店や食品製造施設等に対して、食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理について監視を行います。

2 給食施設等の監視指導

大量調理施設や病院・福祉施設・学校など特定給食施設*における衛生管理の徹底を図ります。

主な事業

「大量調理施設衛生管理マニュアル*」等に基づく監視指導(食品・生活衛生課)

大量調理施設における衛生管理の徹底を図り、大規模な食中毒の発生を未然に防止するため、定期的に監視を行います。

「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導(健康体育課)

学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づき安全衛生管理を徹底するための巡回指導を行います。

3 食肉・食鳥処理施設の監視指導

食肉の生産拠点であると畜場*、食鳥処理場の衛生管理状況を監視するとともに、微生物汚染実態調査等を実施し、食肉等の衛生確保の推進を図ります。

主な事業

食肉、食鳥肉及び鶏卵の衛生確保の推進(食品・生活衛生課)

県内3か所のと畜場において食肉の微生物汚染実態調査を実施します。また、県内2か所の大規模食鳥処理場において細菌検査を実施します。

4 健康食品等の監視指導

医薬品成分を不正に配合した健康食品による健康被害を未然に防止するため、関係機関と連携して監視指導の強化を図ります。

主な事業

無承認無許可医薬品に対する監視指導(薬務課)

瘦身目的及び強壮目的で販売されている健康食品を買い上げて、医薬品成分の含有の有無を確認するため検査を実施します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
大規模食品取扱施設等に対する監視指導件数	1,049件	1,100件
無承認無許可医薬品試買検査検体数	40検体	40検体/年

参考

食品営業許可施設の監視指導の実施状況(平成26年度)

群馬県食品衛生監視指導計画に基づき、業種ごとに監視指導の重要性・実効性等を考慮し、4ランクに分類して立入頻度を設定しています。平成26年度は、飲食店、食品製造業、食品販売店等の施設について、のべ26,609施設の立入検査を実施しました。

ランク区分	業種区分	対象施設数	監視件数
A 年3回以上	過去1年間に食中毒等で行政処分を受けた施設	4	16
B 年2回以上	大量調理施設、乳処理業、食肉製品製造業、大規模小売店舗等	428	1,033
C 年1回以上	飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業、特定給食施設等	6,552	7,912
小計		6,984	8,961
D 随時	A～Cランク以外の施設(小規模な製造、販売施設等)	22,049	17,648
計		29,033	26,609

(3) 食品安全検査の充実

食品の生産段階、流通段階において、食品衛生法及び群馬県農薬適正使用条例に基づく残留農薬や食品添加物等の検査を実施します。

また、基準値を超えた放射性物質を含む食品の流通を防ぐため、県産農林水産物等の安全性を確認する検査を継続して行います。

現状と課題

残留農薬検査については、生産段階では群馬県農薬適正使用条例に基づく農産物等安全検査を、流通段階では食品衛生法に基づく収去検査^{*}を実施するなど、県産農産物の安全確保に取り組んでいます。

流通食品の検査については、群馬県食品衛生監視指導計画に基づき食品安全検査を実施しています。食品の安全性をさらに高めるためには、監視指導と連動した食品検査体制の一層の充実強化が必要です。

福島第一原子力発電所事故直後から、県産農林水産物及び流通食品について放射性物質検査を実施し、その結果をホームページ等で速やかに公表しています。現在、放射性物質はほとんど検出されていませんが、一部の野生鳥獣及び林産物からは、いまだに基準値を超える放射性物質が検出される状況もあることから、消費者の不安を解消するため今後も継続した検査と情報発信に取り組む必要があります。

試験検査の信頼性と透明性を確保するため、食品衛生法に基づく「食品衛生検査施設の業務管理（GLP^{*}）」の徹底を図る必要があります。

施策展開

1 農産物の残留農薬検査の実施

県産農産物について、生産、流通の各段階で残留農薬検査を実施し、安全確保を図ります。

主な事業

残留農薬検査の実施(食品・生活衛生課、技術支援課)

群馬県農薬適正使用条例に基づいた生産段階での農産物等安全検査のほか、食品衛生法に基づく流通段階での収去検査を実施するなど、複数のチェック体制で検査を実施します。

2 流通食品の安全検査の実施

県内に流通する食品について、微生物や食品添加物などの検査を実施し、食品等の規格基準*に適合しない食品等の流通を防止します。

主な事業

食品の収去検査の充実(食品・生活衛生課)

食品の衛生・安全を確認するため、保健所等の食品衛生監視員が、県内の製造所、市場、販売店等から採取した食品の収去検査を実施します。

食品の衛生実態調査等の実施(食品・生活衛生課)

汚染食品の排除、食中毒の発生の未然防止を図るため、県内に流通している食品の衛生実態調査を行います。また、新たな検査手法や食の安全に関する諸課題に対応するための調査・研究を行います。

3 放射性物質検査の実施

国や関係機関と連携し、県産農林水産物及び流通食品の放射性物質検査を継続して行います。なお、検査結果は報道発表やホームページにより速やかに公表し、県民の不安解消に努めます。

主な事業

県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施(林業振興課、技術支援課、蚕糸園芸課、畜産課)

県産農林水産物の放射性物質検査を定期的に実施し、検査結果を速やかに公表します。

県内流通食品の安全性の確認(食品・生活衛生課)

前橋市及び高崎市と連携して流通食品の放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表します。

水道水の安全性の確認(食品・生活衛生課、水道課)

水道水中の放射性物質検査を定期的に実施し、検査結果を速やかに公表します。

4 食品安全検査の信頼性の確保

食品衛生検査施設の業務管理(GLP)を適正に執行し、検査結果の信頼性を確保します。

主な事業

食品衛生検査施設の業務管理(GLP)の推進(食品・生活衛生課)

食品衛生検査施設等に対し、試験検査や試験品採取の実施状況について内部点検を実施するとともに、定期的な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
農薬適正使用条例に基づく農産物等安全検査検体数	97検体	100検体/年
食品安全検査センターにおける食品安全検査検体数	1,481検体	1,500検体

参考 | 食品安全検査について

食品の生産、加工・流通の各段階で、食品をサンプリング(抜き取り)して、法令に基づいた基準を満たしているかどうかについて、確認検査を実施しています。

収去検査

食品衛生法に基づき、保健所等の食品衛生監視員が検査に必要な最小限の食品等を製造所や販売店から無償提供を受けて行う検査。



販売店での収去の様子

農産物の残留農薬検査の実施状況(平成26年度)

	行政検査	自主検査	根拠法令
生産段階	97 (1)	400	群馬県農薬適正使用条例
流通段階	119	—	食品衛生法
計	216検体	400検体	

()は違反検体数

食品衛生法に基づく食品安全検査の実施状況(平成26年度)

検査実施機関	検査項目	検体数	違反検体数
食品安全検査センター	細菌検査	639	1
	食品添加物	484	1
	放射性物質	120	
	残留農薬	119	
	重金属	74	
	アレルギー	59	
	遺伝子組換え	5	
	その他	84	
衛生環境研究所	残留有害物質	31	
食肉衛生検査所	動物用医薬品	390	
	計	2,005	2

群馬県の所管する食品衛生検査施設

食品安全検査センター	生産から加工・流通・消費の各段階で食品の安全確保のための検査業務を一元的に担う機関
衛生環境研究所	公衆衛生と環境行政に関する調査研究や検査を行う機関
食肉衛生検査所	県内のと畜場及び食鳥処理場において食用として解体処理される牛、豚、鶏等について検査を行う機関

放射性物質検査について

平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全を確保する観点から、食品に含まれる放射性物質の基準値を設定しました。県では、基準値を上回る食品が流通しないよう検査を行い、基準値を超えた場合には、出荷・流通を止めるなどの対策を行っています。

食品の放射性物質検査は、国(原子力災害対策本部)が定めた検査計画に基づき、「群馬県放射性物質検査計画」を策定し、計画的に実施しています。

放射性物質検査の実施状況

平成25年度以降、栽培及び飼養管理されている農林水産物からの基準値超過はありません。

年度	H22～23		H24		H25		H26		計	
項目	検体数	暫定規制値超過	検査数	基準値超過	検査数	基準値超過	検査数	基準値超過	検査数	基準値超過
農産物	762	6	1,638	1	878		664		3,942	7
畜産物	10,091		14,285	1	14,305		14,908		53,589	1
農林水産物 きのこ類	120	8	247		266		276		909	8
水産物	131	12	285	12	399	24	353	6	1,168	54
野生鳥獣	111		218	87	214	73	159	52	702	212
野生山菜類	8		39	2	98	11	27	2	172	15
野生きのこ	5		32	13	1				38	13
流通食品等	66		120		120		120		426	
計	11,294	26	16,864	116	16,281	108	16,507	60	60,946	310

食品中の放射性物質の基準値

平成24年4月から、食品衛生法に基づく規格として、食品群ごとに放射性セシウムの基準を定めました。

基準値は、通常の量の食品を1年間食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分小さく安全なレベル(年間1ミリシーベルト以下)になるように定められています。

食品群	基準値(ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

食品安全検査の様子



(4) 輸入食品安全対策の推進 **重点施策**

わが国の平成26年度の食料自給率(カロリーベース)は39%で、約6割を輸入食品に依存しています。輸入食品に対して不安を感じている人は多いことから、輸入食品の安全を確保するとともに、情報提供を行い、消費者の不安の解消に努めます。

現状と課題

食生活の多様化や食品流通の国際化などにより輸入食品は増加傾向にあり、今後TPP参加等によりさらに輸入食品が増加する可能性があります。

産地偽装や残留農薬の規格基準違反のほか、平成26年7月には使用期限切れ鶏肉の混入事案等が発生し、同年に実施した県民意識調査では、「輸入食品」は最も不安度の高い項目でした。

輸入食品については、輸出国による輸出前検査や国の検疫所*による輸入時の検査が行われますが、国内で流通する輸入食品については各自治体が検査を実施し、安全性を確認しています。

消費者の不安解消のため、輸入食品の検査結果や安全に関する情報を積極的に発信する必要があります。

施策展開

1 輸入食品検査の実施

群馬県食品衛生監視指導計画に輸入食品の検査を重点事業として組み込み、検査を実施します。安全を確認し、その結果について定期的に情報発信します。

主な事業

輸入食品検査(食品・生活衛生課)

県内に流通する輸入食品について、残留農薬、食品添加物、動物用医薬品、細菌等の検査を実施し、検査結果をわかりやすく発信します。

2 輸入食品に関する理解促進

輸入食品を取り扱う事業者等の施設見学や情報発信を通じ、輸入食品の安全確保の取組について理解が深まるよう努めます。

主な事業

輸入食品に関する理解促進事業(食品・生活衛生課)

消費者を対象に、事業者や行政による輸入食品の安全確保の取組を学ぶセミナー等を実施します。また、情報紙やホームページを通じ、輸入食品に関する情報を発信します。

数値目標

指標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
輸入食品検査検体数	190検体	250検体
輸入食品に関する理解促進事業開催数	3回	3回以上/年

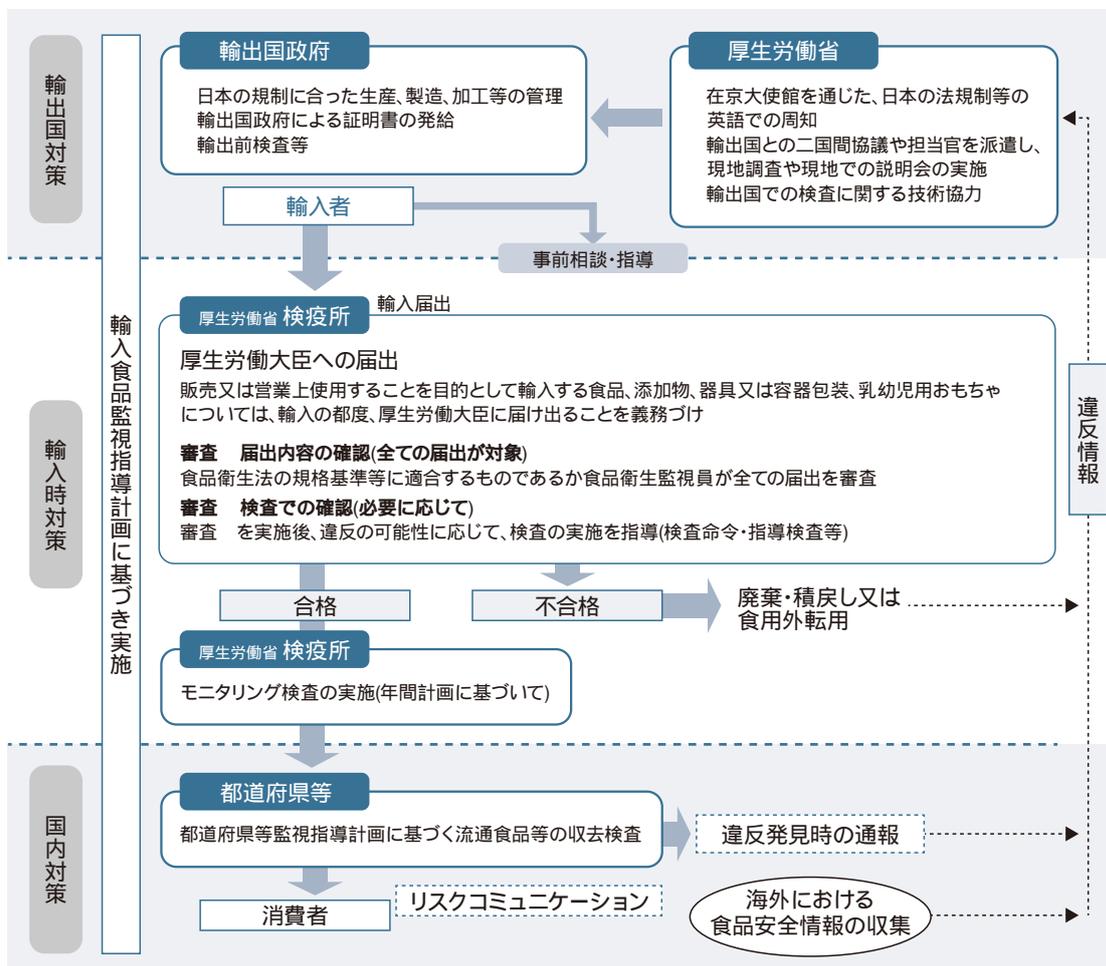
参考 輸入食品の監視体制について

販売を目的に食品を輸入する場合には、食品衛生法により国の検疫所に届出をすることが義務付けられています。検疫所ではすべての届出を審査し、必要に応じて検査を指導します。

また、届出審査に合格した食品についても、無作為抽出のモニタリング検査を行い、安全を確認しています。違反が判明した食品は、廃棄・積戻しなどの措置がとられます。

国は水際(輸入時)の検査を、県は県内に流通する輸入食品の検査を実施します。

監視体制の概要



「食品の安全確保に向けた取組(厚生労働省パンフレット)」より

(5) 食物アレルギー対策の推進 **重点施策**

近年、アレルギー疾患を持つ子どもが増えています。食物アレルギーは、重篤な健康被害を引き起こすこともあるため、正しく理解し適切に対応することが求められています。

県庁内の関係各課で連携し、食物アレルギー対策を総合的に進めます。

現状と課題

日本における食物アレルギーの有病率は増加傾向にあり、平成26年度に実施した群馬県教育委員会の調査によれば、食物アレルギーの有病率は小学校で5.3%、中学校では5.5%でした。

食物アレルギーは、アナフィラキシーショック*による死亡事故など、重篤なケースになるおそれがあります。そのため、アレルギー物質の混入についての検査を実施しています。

県庁内の関係各課で連携し、危機管理体制を整備するとともに、消費者や給食関係者等への正しい知識の普及に努めます。

施策展開

1 アレルギー物質検査の実施

食品表示法により表示が義務づけられているアレルギー物質(卵、乳、小麦、落花生、えび、かに、そば)について、流通食品の食品安全検査を実施し、食品事故の未然防止に努めます。

主な事業

アレルギー物質検査(食品・生活衛生課)

アレルギー物質による食品事故を未然に防ぐため、流通食品のアレルギー物質検査を実施します。表示違反等が発見されたときは、原因を究明するとともに事業者指導を行います。

アレルギー物質検査機器の整備(食品・生活衛生課)

アレルギー物質検査の充実を図るため、アレルギー物質検査に使用する機器の更新・整備を計画的に実施します。

2 食物アレルギーに関する理解促進

消費者、給食関係者等に対し、正確でわかりやすい情報提供に努め、食物アレルギーについて理解を深めるための事業を展開します。

主な事業

食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション事業(食品・生活衛生課)

県民や事業者を対象に、食物アレルギーをテーマに意見交換に重点を置いたセミナーを開催し、正しい知識の普及に努めます。

学校、保育所等関係者に対する研修の実施(子育て・青少年課、健康体育課ほか)

学校や保育所等における食物アレルギー事故を防ぐため、食物アレルギーに係る必要な知識技術に関する研修を実施します。

3 食物アレルギー対策の体制整備

食物アレルギー対策を実施している関係各課で連絡会議を組織し、総合的に対策を進めます。

主な事業

食物アレルギー連絡会議(仮称)の設置(食品・生活衛生課)

関係各課で食物アレルギーに関する情報共有を図るとともに、事故発生時の危機管理体制を整備します。

保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)(子育て・青少年課)

保育所等における食物アレルギー事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、調理員の配置や給食設備等に係る経費の一部を補助します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
アレルギー物質検査検体数	44検体	80検体/年
食物アレルギーに対する理解促進事業開催数	—	3回以上/年

参考 食物アレルギーについて

食物アレルギー

特定の食品を摂取したり、接触したり、吸入したりして起こる、皮膚粘膜・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことです。

主な原因食品は年齢によって異なり、乳幼児では、鶏卵、乳製品、小麦が多く、小学生以上では、甲殻類、果物類、魚類などが多くなります。

アナフィラキシーショック

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような重篤な場合を、アナフィラキシーショックと言います。

アレルギー表示

アレルギーの発症数が多い又は重篤な症状が現れる食品は、食品表示法により特定原材料として指定され、原材料として使用する場合は、その含有量にかかわらず表示する義務があります。

特定原材料 (7品目【表示義務】)	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生
特定原材料に準ずるもの (20品目【表示奨励】)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

2 食品表示対策の推進

(1) 適正な食品表示の確保 (重点施策)

食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であるため、適正に食品表示が行われているか販売店等において調査指導を行います。また、食品表示法が施行されたことから、新たな食品表示制度について積極的に周知を図っていきます。

現状と課題

群馬県では、食品表示に関する事務を一元的、専門的に行う部署を設置し、表示基準の遵守状況を点検するため、店舗等における調査・指導を実施しています。

平成27年4月1日から食品表示に関して規定していた3つの法律(食品衛生法、JAS法*、健康増進法*)の食品表示に関する部分を一つにまとめた「食品表示法」が施行されました。事業者や消費者に対し新制度を周知し、正しい知識の普及を図る必要があります。

施策展開

1 食品表示調査の実施

現地調査や科学的検査等により、食品表示の適正化を図ります。

主な事業

食品表示調査・指導(食品・生活衛生課)

食品の製造所や販売店で食品表示の実態を調査・指導し、食品表示の適正化を図ります。

科学的検査による食品表示内容の確認(食品・生活衛生課)

食品の成分検査やDNA鑑定等の科学的検査を実施し、表示が適正に行われていることを確認します。

2 事業者を対象とした新制度の周知

食品監視等の機会を通じ、事業者への指導・助言・相談に努めるとともに、事業者講習会を開催し、新制度を周知します。

主な事業

食品の適正表示推進者*育成講習会の開催(食品・生活衛生課)

食品の適正表示推進者育成講習会を開催するとともに、既受講者を対象としたフォローアップ講習会を開催します。

中小事業者向け手引きの作成(食品・生活衛生課)

中小規模事業者がそれぞれの営業内容に即して食品表示について学べる「中小事業者向けやさしい食品表示の手引き」を新制度に対応した内容に改訂し、ホームページに公開します。

3 消費者を対象とした新制度の理解促進

情報紙やホームページなどを通じて消費者が新制度について学べる情報を発信するとともに、セミナー等を開催し理解促進を図ります。

主な事業

情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行(食品・生活衛生課)

食品表示のタイムリーな情報をわかりやすく伝える情報紙を年2回発行します。

「ググッと役立つ食品表示ガイド(Web版)」の公開(食品・生活衛生課)

新制度や食品表示のしくみを解説するだけでなく、群馬県産のおすすめ食材を紹介する食品表示ガイドをホームページに公開します。

食品表示セミナーの開催(食品・生活衛生課)

出前講座や講演会などを通じ、食品表示について理解を深めるセミナーを開催します。

数値目標

指標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
中小小売店舗表示調査実施施設数	30施設	30施設/年
消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	—	3回以上/年



食品の適正表示推進者を対象にしたフォローアップ講習会



ググッと役立つ
食品表示ガイド(Web版)

ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.gunma.jp/05/d6200301.html>



ぐんま知っ得食品表示

3 危機管理体制の充実

(1) 危機管理体制の充実

食を取り巻く状況は複雑化・多様化しており、予測困難な事態が発生する可能性があります。関係機関の連携・協力体制を整備し、緊急事態に迅速かつ的確に対応します。

現状と課題

重大又は広域的な食品危機事案(食中毒や農薬事案など)が発生したときは、個別計画(「群馬県食中毒対策要綱」、「農薬事案に係る緊急対応マニュアル」)に基づき対応します。また、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染のような、食品関連分野以外の対応も要する重大事故が発生したときは、群馬県危機管理大綱に基づき、全庁的な対応を行います。

平成25年12月に県内冷凍食品工場における農薬混入事案が発生した際は、関係機関による緊急会議を開催し、事案の情報の共有を図るとともに県民からの相談対応や給食施設の当該製品の自主回収について連携して取り組みました。

近年は、食品流通の広域化・国際化が進んでいることから、食品危機事案の発生を念頭においた体制整備を行い、健康被害の未然防止及び拡大防止に努める必要があります。

施策展開

1 緊急時の安全確保

食品危機事案が発生したときは、速やかな対応が急務です。関係部局による緊急会議を開催し、実務的な対応について検討するとともに緊急検査を実施します。

主な事業

関係部局との緊急会議の開催(食品・生活衛生課)

食の安全を脅かす事件・事故などが発生したときは、食品安全行政施策の総合調整を行う「食品安全会議」及びその下部組織である「食の安全危機管理チーム会議」を速やかに開催し、健康被害の未然防止及び拡大防止に努めます。

食品安全緊急検査(食品・生活衛生課)

健康被害が発生し、緊急に食品の安全確認が必要なときは、食品安全緊急検査を実施します。

緊急情報の発信(食品・生活衛生課)

報道提供、ホームページ等を通じて、正しい情報を迅速にわかりやすく発信することで、健康被害の拡大や風評による混乱を防止します。

2 関係機関との連携

食品は広域に流通するため、安全確保のためには、国や他の自治体との連携や相互協力が不可欠です。また、県内保健所設置市(中核市)との連携を強化し、県内全域の食品の安全を確保します。

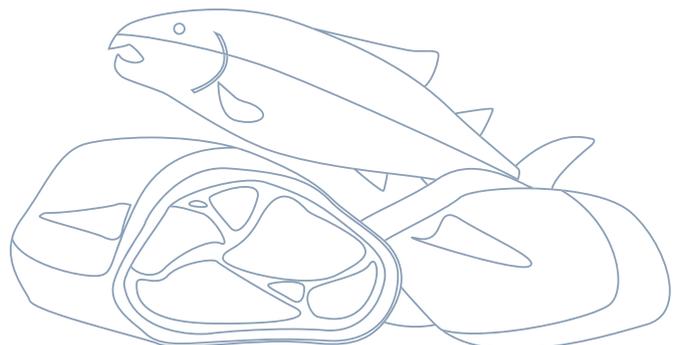
主な事業

国及び他自治体との連携・協力(食品・生活衛生課)

厚生労働省をはじめとする関係省庁との連絡、情報交換を密にするとともに、全国食品衛生主管課長連絡会議等を通じて各自治体との情報共有と国への要望を行います。

県内保健所設置市(中核市)との連携・協力(食品・生活衛生課)

中核市との定期的な情報交換を行い、連携体制を確立するとともに、県全域における課題に対して連携した施策を推進します。



テーマ 自主的な取組の推進

1 生産者への支援

(1) 農林水産物の安全確保の推進

農林水産物の安全を確保するため、生産者の自主的な安全確保の取組を支援します。

現状と課題

食品中の残留物質等への社会的関心の高まりを受け、平成18年5月に施行されたポジティブリスト制度*により、残留農薬、飼料添加物、動物用医薬品等の残留基準が強化されたため、生産者には一層の注意が求められます。

福島第一原子力発電所事故の影響により、県産農産物から放射性物質が検出されたため、事故直後から継続的に放射性物質検査を実施し、農産物の安全を確認しています。また、生産段階での放射性物質等の吸収抑制対策に取り組んでいます。

碓氷川流域と渡良瀬川流域では、かつて、流域精錬所からの排水や鉱泥等により、重金属の農用地土壌汚染が発生したため、現在もその解消対策を進めています。

施策展開

1 出荷前自主検査の推進

県産農産物の残留農薬や放射性物質汚染の出荷前自主検査により、流通する農産物の安全を確保します。

主な事業

出荷前自主検査の推進(林業振興課・技術支援課)

■ 群馬県農薬適正使用条例に基づく生産者の自主的な出荷前の残留農薬検査を推進します。

きのこの出荷前自主検査の推進(林業振興課)

■ きのこ生産者が出荷前に自主的に行う放射性物質検査を支援します。

2 動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進

ポジティブリスト制度に対応した生産現場での動物用・水産用医薬品等の適正使用を推進します。

主な事業

動物用医薬品等の適正使用に関する情報提供(畜産課)

動物用医薬品の使用にあたっての注意事項の遵守と使用記録の保管を周知します。

水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供(蚕糸園芸課)

養殖現場へ水産用医薬品の適正使用についての資料を配布するとともに、巡回指導等を実施します。

3 放射性物質・重金属対策の推進

農産物の生産段階での放射性物質・重金属の吸収抑制対策に継続して取り組みます。

主な事業

吸収抑制対策推進(技術支援課)

生産段階における放射性物質やカドミウム等重金属類の農作物への吸収抑制対策を継続して推進します。

原木きのこの栽培管理に関する指導指針の策定(林業振興課)

生産者に対して放射性物質を低減させるための栽培指導を実施します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
残留農薬の出荷前自主検査検体数	400検体	400検体/年

用語解説

ポジティブリスト制度

原則としてすべてを禁止し、禁止していないものを例外的にリスト化する制度のこと。

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品については、平成18年にポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて含まれる食品は販売禁止等の措置がとられます。

(2) 生産段階における自主衛生管理の推進

安全な農産物を安定的に消費者に提供するため、生産者の自主的な衛生管理を支援します。

現状と課題

農産物の生産においてGAP^{*}(農業生産工程管理)を導入する産地が徐々に増えており、生産者の食品安全や環境保全への意識も高まっています。生産段階における自主的な衛生管理に必要な対策を導入し、市場や消費者に信頼される農産物生産を目指す必要があります。

家畜を飼養するに当たり、適切な衛生管理を行うことは、家畜の伝染病の発生予防・まん延防止だけでなく、畜産物の安全確保の観点からも重要です。このため、畜産農家が遵守すべき飼養衛生管理基準の普及啓発に努めるとともに、畜産農場におけるHACCPの考え方を採り入れた農場HACCP^{*}(飼養衛生管理)の取組を支援する必要があります。

施策展開

1 GAP及び農場HACCPの導入支援

農産物の生産段階での危害要因を排除するために、生産者が取り組む生産工程の管理手法の導入を支援します。

主な事業

GAPの導入支援(技術支援課)

生産者や農業団体等による食品の安全、環境保全、労働安全等の各分野の取組内容を含む、地域の特性に応じたGAPの導入を支援します。

農場HACCPの導入支援(畜産課)

畜産物への危害要因を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録することで安全性を向上させる農場HACCPの畜産農家への導入を支援します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
GAPの取組産地数	67産地	97産地

用語解説

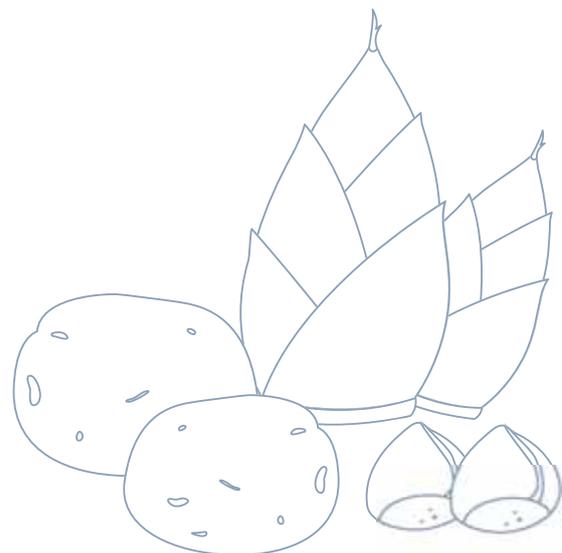
GAP(ギャップ)

Good Agricultural Practice の略語で、食品安全、環境保全、労働安全、品質向上などさまざまな目的で、「適切な農業生産を実施すること」です。

食品の安全性に悪い影響を与える要因(残留農薬、重金属、病原微生物、異物混入など)の影響をできるだけ抑える生産方法をリスト化し、確実に実施・記録し、より適切な生産方法に見直していきます。

農場 HACCP

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を取り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階での危害要因をコントロールする手法です。



(3) 農薬の適正使用の推進

農薬の適正使用を推進するため、生産者による農薬使用履歴の記帳を指導します。
また、研修会等を開催し、農薬の適正使用を指導・実践する人材を育成します。

現状と課題

農薬使用履歴の記帳は、講習会等での生産者への指導により、多くの生産者に浸透していますが、十分でない例も散見されます。

農薬の登録情報は日々更新されるため、その使用にあたっては常に最新の登録情報を確認する必要があり、生産者への情報提供が必要です。

施策展開

1 農薬の使用履歴の記帳指導

農薬使用履歴の記帳の徹底を図り、農薬の適正使用を推進するとともに、農薬適正使用推進員*及び農薬管理指導士*の資格取得による資質の向上を支援します。

主な事業

農薬使用履歴の記帳指導の実施(技術支援課)

■ 農薬に係る講習会等を開催し、生産者による農薬の適正使用と農薬使用履歴の記帳の徹底を図ります。

農薬適正使用推進員、農薬管理指導士の認定活用(技術支援課)

■ 農薬適正使用推進員及び農薬管理指導士の資格認定者数を充実し、農薬使用者、農薬販売業者や農薬使用の指導的な立場にある関係者等の資質向上を図ります。

2 農薬に関する情報提供

農薬の適正使用を推進し、県内農産物の安全を確保するためには、常に最新の農薬情報を迅速かつ正確に生産者に提供する必要があります。

主な事業

生産者に対する研修会の開催(技術支援課)

■ 農薬に関する研修会を開催し、農薬適正使用に関する情報提供を行います。

農薬情報の提供(技術支援課)

■ 群馬県農薬情報システム*などにより最新の農薬登録情報を提供して農薬の適正使用を推進します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
農薬適正使用推進員認定者数(累計)	1,270人	1,490人
農薬管理指導士認定者数(累計)	3,416人	3,801人

用語解説

農薬適正使用推進員

農薬の専門知識を持ち、適正な農薬の使用と他の農薬使用者への助言等を行う生産者を県が認定する制度。

農薬管理指導士

農薬販売業者、農薬の使用に関して指導的な立場にある方並びに防除業者及びゴルフ場等の農薬使用者など農薬を取り扱う事業者を対象に、農薬の専門的知識の修得者を県が認定する制度。

群馬県農薬情報システム

群馬県で作付けられている主要な農作物に対する病虫害や農薬に関する情報を記載した「群馬県農作物病虫害・雑草防除指針」をインターネットで公開しています。また、最新の農薬情報の検索・閲覧に加え、群馬県から配信されたお知らせも閲覧できます。

参考

農薬の登録制度について

農薬は、その安全性の確保を図るため、農薬取締法に基づき厳しく規制されています。

その中心となるのが、農薬の登録制度で、国(農林水産省)に登録された農薬だけが製造、輸入及び販売できます。登録を受けるには、作物に対する効果や悪影響のほか、ヒトや家畜に害を及ぼすことがないよう毒性、残留性に関する試験成績等を提出し、安全性の確認が行われます。

登録された農薬には、使用基準(適用作物、使用回数、使用時期など)が定められます。農薬登録の有効期間は3年で、再登録の申請がなければ登録は自動的に失効します。

2 事業者への支援

(1) 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進 重点施策

より安全性の高い食品を供給するためには、事業者による自主的な衛生管理への取組が重要です。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理方式を普及させるとともに、事業者の食品安全に関する知識や技術の習得を支援します。

現状と課題

欧米をはじめ多くの国々においてHACCPの導入が進み、国際的な衛生管理の基準として国も導入を推奨していますが、日本でのHACCP普及率は低く、26年度の国の調査によれば、中小規模の企業で3割程度です。

平成26年12月に群馬県食品衛生法施行条例が改正され、新たに「HACCP導入型基準」が管理運営基準に追加されました。将来的なHACCPの義務化を見据え、事業者に対しHACCP導入の必要性を周知し、導入を推進する必要があります。

事業者の自主的な衛生管理が一定の水準以上にある施設を認証する本県独自の「群馬県食品自主衛生管理認証制度^{*}」を普及させ、食品衛生水準の向上を図ります。

事業者で組織する一般社団法人群馬県食品衛生協会が取り組む、衛生管理の向上に向けた自主的な活動を支援します。

施策展開

1 自主的な衛生管理の推進

HACCPの普及啓発を図るとともに、HACCP導入を目指す事業者に対して、積極的に助言・指導を行います。また、事業者の自主的な衛生管理体制を確立するため、食品衛生推進員^{*}や食品衛生指導員^{*}が行う巡回指導等を支援します。

主な事業

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理方式の導入促進(食品・生活衛生課)

HACCPに基づく衛生管理手法について、セミナーの開催やリーフレットの配布等により普及啓発を行うとともに、HACCP導入を目指す施設に対し、積極的に助言指導します。

また、と畜場・食鳥処理場に対してもHACCP導入に係る助言指導を行います。

群馬県食品自主衛生管理認証制度の推進(食品・生活衛生課)

認証基準の作成・変更及び審査機関の監督を行い、制度の円滑な運営に努めます。また、認証施設は県ホームページで公表し、本制度の普及啓発を図ります。
本制度を推進し、事業者の HACCP 導入への準備を進めます。

食品衛生推進員及び食品衛生指導員による自主衛生管理の推進(食品・生活衛生課)

食品衛生協会の食品衛生推進員及び食品衛生指導員が自主衛生管理水準の向上や資質の向上を目的に行う事業者への巡回指導、講習会等を指導・支援します。

自主検査の実施(食品・生活衛生課)

食品の製造工程における衛生管理の検証を行うとともに、食品等に起因する事故を未然に防ぐために、事業者の製品の自主検査について指導・支援を行います。

2 自主衛生管理推進のための側面的支援

事業者の自主衛生管理を推進するため、資金面及び技術面の支援を行います。

主な事業

中小企業パワーアップ資金融資制度(商政課)

県制度融資「中小企業パワーアップ資金」において、HACCPを導入する際に必要となる資金を融資対象とすることにより、HACCP導入事業者に対して資金面からの支援を行います。

食品製造及び衛生管理技術支援(工業振興課)

事業者の衛生管理に関する知識や技術の向上のため、群馬産業技術センターにおいて研修や講習会を実施します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
群馬県食品自主衛生管理認証制度施設数	30施設	50施設
HACCP導入支援のための講習会開催数	—	3回/年

参考

群馬県食品自主衛生管理認証制度

食品関係施設の衛生水準の向上を図り、より安全な食品を提供することを目的とし、自主的な衛生管理について一定の水準以上にあると認められる施設に対し、認証を与える制度。

認証を取得した施設については、群馬県ホームページ上で公表します。また、認証書を店舗に掲示したり、認証マークを製品の容器包装に表示することにより、自主衛生管理に積極的に取り組んでいる施設であることを消費者にアピールすることができます。



認証マーク

(2) 食品表示の適正化の推進 重点施策

食品表示法が施行されたことに伴い、表示の適正化に向け、新たな表示制度の周知と事業者の自主的な取組を支援します。

現状と課題

平成27年4月1日から施行された食品表示法は、生鮮食品では1年6か月間(H28.9.30まで)、加工食品及び添加物では5年間(H32.3.31まで)の経過措置期間が設けられています。各事業者が当該期間内に表示の切替ができるよう、新しい表示ルールを周知する必要があります。

事業者の中には、自力での情報収集が困難な小規模事業者もあることから、適正表示に対する自主的な取組への支援が必要です。

施策展開

1 新たな食品表示制度の理解促進

食品表示法が施行されたことを受け、新たな食品表示制度を周知するための講習会等を開催し、適正表示に関する事業者の自主的な取組を推進します。

主な事業

食品表示法の普及啓発(食品・生活衛生課)

監視指導における事業者への周知、「中小事業者向け食品表示の手引き」の改訂、講習会に係る講師派遣等の支援を行います。

2 食品表示の適正化事業の推進

事業者が適正表示に自主的に取り組むための中心的役割を担う人材を育成するとともに、適正表示に積極的に取り組む事業者を支援します。

主な事業

食品の適正表示推進者育成講習会の開催(食品・生活衛生課)

食品表示法を中心に食品表示に関する法令を網羅した講習を行います。また、既受講者を対象に、毎年度フォローアップ講習会を開催し、最新情報を提供します。

食品の適正表示推進事業所登録制度^{*}の推進(食品・生活衛生課)

適正表示の推進に取り組んでいる事業所を県で登録し、ホームページで公表します。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
食品の適正表示推進者育成講習会受講者数(累計)	2,728人	3,200人

用語解説

食品の適正表示推進事業所登録制度

県が主催する「群馬県食品の適正表示推進者育成講習会」の受講者が中心となり、適正表示の推進に積極的かつしっかり取り組んでいると認められる事業所を、事業者からの申請に基づいて登録する制度。

県ホームページで、登録事業所の取組状況を紹介しています。
(平成27年11月現在：106事業所)

<http://www.pref.gunma.jp/05/d6910030.html>



(3) 危機対応の充実

食品による危害が発生した場合やそのおそれがあるとき、事業者の危機対応が迅速かつ的確に行われるよう支援します。

現状と課題

平成25年に発生した冷凍食品への農薬混入事件を契機に、フードディフェンス(食品防御)への対応が求められています。

食品流通の複雑化・広域化により、食品による危害の発生は広域化する傾向にあります。こうした事態に迅速かつ的確に対応するため、緊急時の連絡体制や被害拡大防止のための対応を整備しておくことが必要です。

施策展開

1 危機対応の充実

事業者の食品に関する危機管理意識の醸成を図り、緊急時の対応マニュアル等の体制整備を支援します。

主な事業

事業者の危機管理対応の啓発、助言(食品・生活衛生課)

事業者を対象とした研修会等において、自主衛生管理の推進及び危機管理意識の啓発を図るとともに、監視指導等を通じて緊急連絡体制や事故発生時対応マニュアルの整備についての助言を行います。また、セミナーの開催などにより、フードディフェンスに関する情報提供を行います。

「食品等回収情報提供システム^{*}」の周知、活用(食品・生活衛生課)

事業者の自主回収情報を県のホームページで情報提供を行う「食品等回収情報提供システム」により、違反食品等の迅速な回収を支援します。

用語解説

フードディフェンス(食品防御)

食品への意図的な異物の混入を防止する取り組み。原料調達から販売までのすべての段階において、人為的に毒物などが混入されることのないように監視することです。

食品等回収情報提供システム

健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等を速やかに流通から排除し、健康への被害を未然に防止するため、事業者の申し出に応じて県ホームページで自主回収情報を提供する制度です。
(<http://www.pref.gunma.jp/05/d6210006.html>)



3 消費者への支援

(1) 消費者の正しい知識習得への支援

消費者が正しい知識に基づいて、主体的に食の安全に関する活動に取り組めるよう、食の安全に関する知識習得を支援します。

現状と課題

家庭での食中毒などを未然に防ぐためには、消費者一人ひとりが食の安全に関する正しい知識を持ち、実践につなげていくことが大切です。

消費者が身近な地域で食の安全に関して学習できるよう、食に関する幅広い知識を有する人材や事業者等と連携し、地域における食育活動を支援する必要があります。

家庭や地域で食の安全・安心の確保に向けた実践的な活動を促進するため、正しい知識や情報を広く提供する必要があります。

施策展開

1 食中毒予防等に関する知識習得の支援

家庭での食中毒予防など、消費者の食の安全に関する知識習得への支援に努めます。

主な事業

出前なんでも講座(食品・生活衛生課)

食中毒予防をはじめ食品安全に関する講座メニューを用意し、消費者の要望に応じて専門の職員を派遣します。

食品衛生普及啓発事業(食品・生活衛生課)

毎年8月の「食品衛生月間」を中心に講習会や啓発パンフレットにより、食中毒予防や食品衛生について普及啓発を行います。

2 食育を通じた学習機会の提供

消費者が身近な地域で主体的に食育を実践し、生涯にわたり続けるため、地域において主体的に食育活動をコーディネートできる食育推進リーダー*の養成や、ぐんま食育応援企業*に登録している事業者等の活用に努めます。

主な事業

食育推進リーダーの活用(保健予防課)

食育推進リーダー養成講座を修了した食育推進リーダーが行う、地域での食育活動(講演会やイベント等)を企画・支援します。

ぐんま食育応援企業の活用(保健予防課)

ぐんま食育応援企業に登録している事業者等が行う、地域における県民の食育活動を支援します。また、県と連携して食育イベント等を開催し、県民の食育への関心を高めます。

健康情報ステーション*による健康情報の提供(保健予防課)

健康情報ステーションの登録施設が、掲示板及びチラシ立てを設置し、定期的に健康情報(リーフレット等)を提供します。

3 食の安全に関する情報利用の促進

消費者が食の安全・安心の確保に向けた活動に必要な情報を活用できるよう、消費者に対して食に関する様々な分野の情報提供を行うとともに、食の安全に関する消費者の相談窓口を設置しています。

主な事業

ホームページによる情報提供の充実(食品・生活衛生課)

食品表示や放射性物質検査結果、食中毒など、消費者の関心の高い食品安全に関する情報を、わかりやすく迅速に提供します。また、消費者が知りたい情報が提供できるようホームページの適切な運用に努めます。

食に関する相談窓口の運営(食品・生活衛生課)

食に対する不安を解消するため、「食の安心ほっとダイヤル」を設置し、食の安全・安心に関する消費者の身近な疑問や相談を幅広く受け付けます。

4 健康食品等に関する正しい知識習得の支援

消費者が地域の薬局を活用して健康食品等についての正しい知識を身に付け、適正に使用できるよう、薬局の健康支援機能の充実に努めます。

主な事業

薬剤師による健康食品等の適正使用の推進(薬務課)

一般社団法人群馬県薬剤師会と連携し、健康食品等の適切な使用についての相談にも応じられる薬剤師の養成を推進します。

数値目標

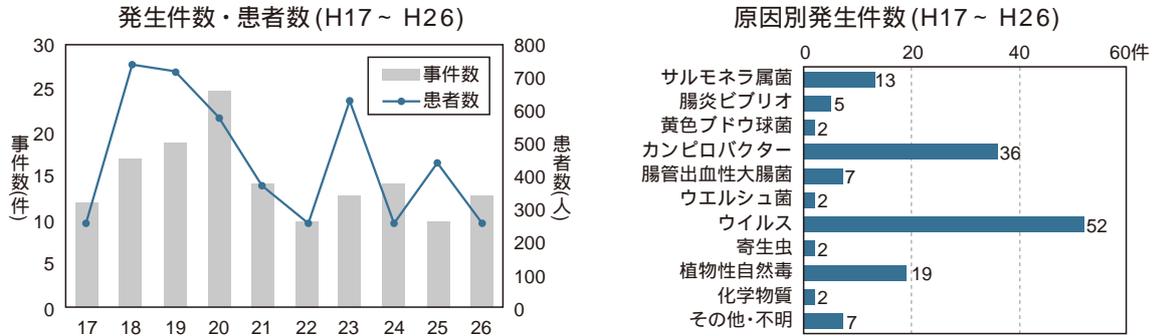
指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
出前なんでも講座の実施回数	15回	15回/年
食育推進リーダースキルアップ研修開催数	—	3回/年

参考 食中毒について

県内における食中毒の発生状況

平成26年に県内で発生した食中毒は13件で、患者数は264人でした。そのうち、発生件数・患者数ともに最も多かったのが、ノロウイルスによるもの(7件・155人)でした。

また、過去10年間の食中毒の発生原因をみると、ノロウイルス、カンピロバクターの順で多くなっています。



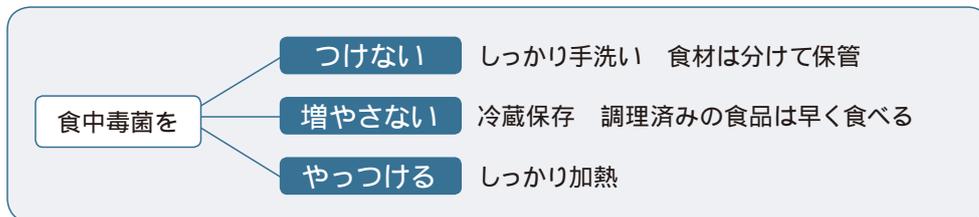
食中毒の分類と原因物質

食中毒は大きく5つに分類されます。なお、細菌性食中毒の感染型とは、細菌に感染することによって起こるもので、毒素型は細菌がつくる毒素によって起こるものです。

細菌性食中毒	感染型	サルモネラ、病原大腸菌、カンピロバクターなど
	毒素型	腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌など
ウイルス性食中毒		ノロウイルスなど
自然毒食中毒		毒キノコ、ジャガイモの芽、フグ毒、貝毒など
化学性食中毒		農薬、メタノールなど
その他の食中毒		ヒスタミン、アニサキスなど

食中毒予防の3原則

食中毒の原因となる細菌の多くは、食品中で大量に増えることにより食中毒を起こします。食中毒を予防するためには、次の「食中毒予防の3原則」を守ることが重要です。



参考 「食の安心ほっとダイヤル」について

群馬県では、食品表示や食品の安全性に関する疑問や相談の窓口として、「食の安心ほっとダイヤル」を設置しています。お気軽にお電話ください。メールでも受け付けています。

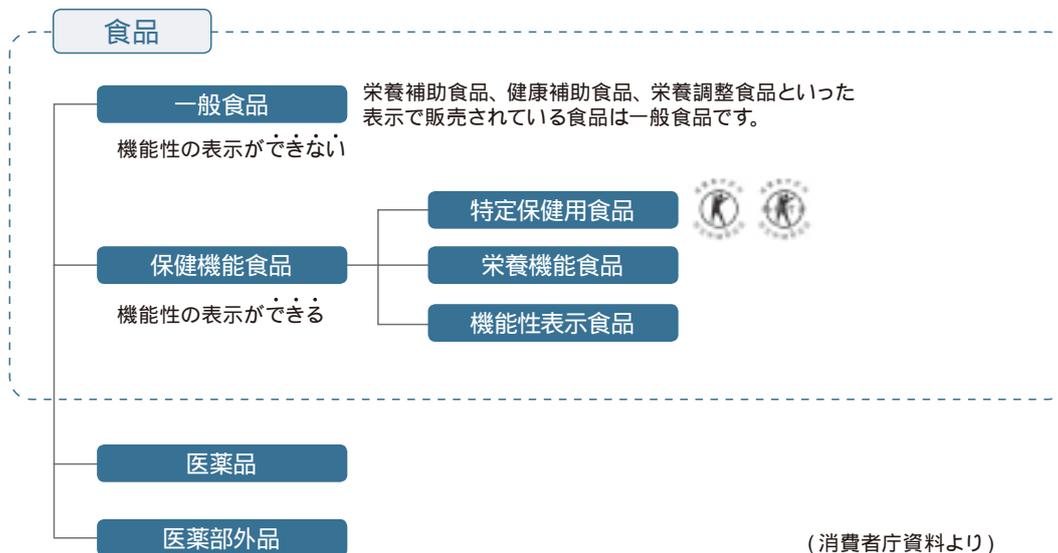
電話：027-226-2424
メール：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

平成26年度 受付実績

食品表示	86
放射性物質	24
行政の取組	11
衛生管理	11
その他	49
計	181

参考 健康食品について

健康食品については、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般をさします。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準を満たした「保健機能食品制度」があります。平成27年4月から、従来の特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品に、機能性表示食品が新たに加わりました。



テーマ 安心の提供

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) 食の安全に関する情報発信の充実

平成26年度に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」の結果によれば、県民の約半数が食の安全に不安を感じています。県民の不安を解消するため、食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供し、食の安全について正確な知識が得られる環境づくりを推進します。

現状と課題

県は、県民に対して食の安全に関する情報を広く迅速に提供するため、ホームページ「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」を運営しています。また、各種情報紙の発行、依頼に応じた講師派遣も実施しています。

より効果的な情報発信に向けて、ホームページや情報紙等の充実を図るとともに、各種SNS*の活用についても検討する必要があります。

施策展開

1 迅速でわかりやすい情報の提供

食の安全に関する多種多様な情報が氾濫する中、正しい情報をタイムリーにわかりやすく提供できるよう、ホームページの運用に努めます。

主な事業

ホームページや広報資料による情報提供(食品・生活衛生課)

■ ホームページや各種広報媒体の活用により、積極的かつ迅速な情報提供に努めます。

食品安全検査結果等の公表(食品・生活衛生課)

■ 残留農薬、放射性物質、食品添加物など食品検査の結果について、速やかに報道機関に情報提供するとともに、ホームページで公開します。

2 食の安全に関する正しい知識の普及啓発

より多くの県民の方が食の安全に関する学習の機会を持てるよう、各種セミナーや講演会、職員の講師派遣、情報紙の発行などを行います。

主な事業

食の安全に関する情報紙等の発行(食品・生活衛生課)

県が実施した食品検査に関するデータをまとめて解説した「ぐんまの食品安全データブック(Web版)」をホームページに公開します。
また、食品の安全に関する情報紙「ぐんま食の安全情報」を発行します。

食の安全に関する学習機会の提供(食品・生活衛生課)

食品の安全性に関する知識・情報を提供するため、県内各地域で消費者の方を対象としたセミナー等を開催するとともに、団体等からの依頼に応じた講師派遣を行います。

数値目標

指 標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」(HP)年間閲覧数	55万件	60万件/年
「ぐんま食の安全情報」年間発行部数	8.1万部	10万部/年



ホームページ「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」

食中毒発生情報、食品安全検査結果、食品衛生監視指導の実施状況、食品の自主回収情報など食の安全・安心に関わる情報を提供しています。

(<http://www.pref.gunma.jp/05/d6200325.html>)



情報紙「ぐんま食の安全情報」

食の安全・安心に関するタイムリーな話題をわかりやすくお届けする情報紙です。「食の安全情報通信員」に登録した県民のみなさんが、ボランティアで身近な方々に配布しています。

(2) 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進

食品に対する不安を解消するため、消費者・生産者・事業者・行政がそれぞれの取組について相互に理解する機会を提供します。

現状と課題

食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食品安全県民会議や意見交換会など様々なリスクコミュニケーション事業を実施しています。

消費者が食の現場を見学し、食の安全確保のための様々な取組に直接触れることにより、生産者、事業者への信頼の向上を図る必要があります。

平成26年度に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」の結果によれば、「リスクコミュニケーション」の認知度は1割程度でした。引き続き、開催内容や周知方法を工夫し、より幅広い県民の参加を促進する必要があります。

施策展開

1 リスクコミュニケーション事業の推進

消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等を開催します。

主な事業

食品安全県民会議の運営(食品・生活衛生課)

学識経験者、消費者、生産者、事業者、報道等の委員により構成される「食品安全県民会議」を運営し、県の施策や食の安全に係る課題について意見交換を行います。

様々な機会・手法によるリスクコミュニケーションの推進(食品・生活衛生課)

意見交換会、パネルディスカッション(公開討論会)など、様々な手法を効果的に導入するとともに、公民館活動やPTA活動等、様々な機会をとらえてリスクコミュニケーションを実施します。

「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」の活動支援(食品・生活衛生課)

食の安全・安心に取り組む消費者、事業者で組織する「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」と協働して、リスクコミュニケーション事業を実施します。

2 関係者間の交流事業の推進

生産・加工・流通の現場見学や生産者・事業者との意見交換を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。

主な事業

食の現場公開事業*(食品・生活衛生課)

消費者が、農場や食品工場などの「食の現場」を訪問し、生産者や事業者と直接交流することにより、食の安全について学習する機会を提供します。

農産物の安全・安心提供事業(食品・生活衛生課)

消費者が農場の見学や農産物の収穫体験を通して、農薬適正使用など農産物の安全確保の取組について理解促進を図ります。

数値目標

指標	基準値(H26実績)	目標値(H31)
リスクコミュニケーション事業年間参加人数	1,963人	2,000人/年
「食の現場公開事業」登録事業者数	65事業者	70事業者

用語解説

(食の安全に関する)リスクコミュニケーション

食の安全について理解を深めるため、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。

一般には、関係者が会場などに集まって行う意見交換会など、双方向性のあるものですが、広い意味では、ホームページを通じた情報発信などの一方的なものもリスクコミュニケーションの取組に含まれます。



参考 食の現場公開事業のしくみ

食品が食卓に届くまでの様々な生産者・事業者と顔を合わせ交流することで、食の安全・安心への取組について知識や理解を深めます。



消費者

Q 日頃の疑問や関心
 どうやって作っているの？
 どうやって私達まで届くの？
 農薬って大丈夫なの？
 衛生管理は大丈夫？
 こんなにおいしくできるのはなんで？
 どんな事を思っ作っているの？etc



A どうぞ現場に来てください。私達の様々な取組や考えを、施設案内をしながら説明します！



見学までの流れ

登録事業者から見学先を選ぶ
 見学日時を調整する(原則各自で)
 約束した日時に見学

登録事業者数(H27.4.1現在)	
農場	37
集出荷施設(JA)	5
農産物直売所	7
流通施設・卸売市場	3
食品製造施設	12
小売店	1



資料編

1	「群馬県食品安全基本計画2016 - 2019」策定の経過	64
2	施策展開体系図	66
3	群馬県食品安全基本条例	68
4	群馬県食品安全審議会規則	72
5	群馬県食品安全会議設置運営要綱	74
6	群馬県食品安全県民会議設置運営要綱	76
7	食品の安全等に関する県民意識調査結果(要約版)	78
8	用語解説(五十音順)	91

1 「群馬県食品安全基本計画2016 - 2019」策定の経過

県民意見の反映

「食品の安全等に関する県民意識調査」

調査期間 平成26年8月～9月
 調査対象者 2,250名(一般県民、事業者)
 回収 1,234名(54.8%)

群馬県食品安全県民会議

実施期日 平成27年1月29日、7月22日、11月11日

パブリックコメントにおける意見

実施期日 平成27年12月24日～平成28年1月22日
 提出数 1通7件

群馬県議会

平成27年第2回	「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」に基づく計画等一覧表の提出
平成27年第3回前期	計画の基本的な考え方を説明
平成27年第3回後期	計画概要の説明
平成28年第1回	計画策定に係る議決

群馬県食品安全審議会

平成27年2月9日	計画策定の方向性及びスケジュールの説明
7月29日	計画構成案について意見聴取
10月22日	計画素案について意見聴取
平成28年1月27日	計画案の諮問、審議
2月17日	計画案に対する答申

群馬県食品安全会議

平成27年3月19日	県民意識調査結果報告、計画策定の方向性及びスケジュールの説明
4月27日	計画骨子案の説明
10月26日	計画素案の説明、意見交換
平成28年3月22日	群馬県食品安全基本計画2016-2019決定

食品安全基本計画推進担当国会議

平成26年12月18日	(H26年度第2回)計画策定スケジュールの説明、計画策定の方向性の検討
平成27年4月28日	(H27年度第1回)計画構成案の検討
7月3日	(H27年度第2回)施策展開案の検討
11月26日	(H27年度第3回)計画案の検討

2 施策展開体系図

テーマ	基本柱	基本施策	主な取組	個別事業	担当課	
食品の安全確保	1 食品安全対策の推進	生産者への衛生管理指導の実施	農薬の適正使用対策	農産物直売所等巡回調査の実施	技術支援課	
				農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査の実施	技術支援課	
			農産物等の安全確保対策	農産物等安全検査	技術支援課	
				農林水産物放射性物質検査	林業振興課 技術支援課 蚕糸園芸課 畜産課	
				原木きのこの栽培管理に関する指導	林業振興課	
				菌床きのこの栽培指導	林業振興課	
			畜産物・水産物の安全確保対策	BSE リスク低減対策	食品・生活衛生課	
				飼料の適正な製造・使用の検査・指導	畜産課	
				動物用医薬品等の取扱指導	畜産課	
				県内産生乳の安全確保対策	畜産課	
		養殖水産物安全確保対策		蚕糸園芸課		
		事業者への監視指導の実施	食品営業許可施設の監視指導	食品・生活衛生課		
			給食施設等の監視指導	「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導	食品・生活衛生課	
				「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	健康体育課	
			食肉・食鳥処理施設の監視指導	食肉、食鳥肉及び鶏卵の衛生確保の推進	食品・生活衛生課	
		健康食品等の監視指導	無承認無許可医薬品に対する監視指導	薬務課		
		食品安全検査の充実	農産物の残留農薬検査の実施	残留農薬検査の実施	食品・生活衛生課 技術支援課	
				流通食品の安全検査の実施	食品の収去検査の充実 食品の衛生実態調査等の実施	食品・生活衛生課 食品・生活衛生課
			放射性物質検査の実施	県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	林業振興課 技術支援課 蚕糸園芸課 畜産課	
				県内流通食品の安全性の確認	食品・生活衛生課	
				水道水の安全性の確認	食品・生活衛生課 水道課	
			食品安全検査の信頼性の確保	食品衛生検査施設の業務管理(GLP)の推進	食品・生活衛生課	
			輸入食品安全対策の推進	輸入食品検査の実施	輸入食品検査	食品・生活衛生課
		輸入食品に関する理解促進		輸入食品に関する理解促進事業	食品・生活衛生課	
		食物アレルギー対策の推進	アレルギー物質検査の実施	アレルギー物質検査	食品・生活衛生課	
				アレルギー物質検査機器の整備	食品・生活衛生課	
			食物アレルギーに関する理解促進	食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション事業	食品・生活衛生課	
				学校、保育所等関係者に対する研修の実施	子育て・青少年課 健康体育課ほか	
			食物アレルギー対策の体制整備	食物アレルギー連絡会議(仮称)の設置 保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	食品・生活衛生課 子育て・青少年課	
		2 食品表示対策の推進	適正な食品表示の確保	食品表示調査の実施	食品表示調査・指導	食品・生活衛生課
					科学的検査による食品表示内容の確認	食品・生活衛生課
				事業者を対象とした新制度の周知	食品の適正表示推進者育成講習会の開催	食品・生活衛生課
中小企業者向け手引きの作成	食品・生活衛生課					
消費者を対象とした新制度の理解促進	情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行			食品・生活衛生課		
	「ググッと役立つ食品表示ガイド(Web 版)」の公開			食品・生活衛生課		
	食品表示セミナーの開催			食品・生活衛生課		

テーマ	基本柱	基本施策	主な取組	個別事業	担当課
	3 危機管理体制の充実	危機管理体制の充実	緊急時の安全確保	関係部局との緊急会議の開催	食品・生活衛生課
				食品安全緊急調査	食品・生活衛生課
				緊急情報の発信	食品・生活衛生課
			関係機関との連携	国及び他自治体との連携・協力	食品・生活衛生課
				県内保健所設置市(中核市)との連携・協力	食品・生活衛生課
自主的な取組の推進	1 生産者への支援	農林水産物の安全確保の推進	出荷前自主検査の推進	出荷前自主検査の推進	林業振興課 技術支援課
				きのこの出荷前自主検査の推進	林業振興課
			動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進	動物用医薬品等の適正使用に関する情報提供	畜産課
				水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供	蚕糸園芸課
			放射性物質・重金属対策の推進	吸収抑制対策推進	技術支援課
		原木きのこの栽培管理に関する指導指針の策定		林業振興課	
		生産段階における自主衛生管理の推進	GAP及び農場HACCPの導入支援	GAPの導入支援	技術支援課
				農場HACCPの導入支援	畜産課
			農薬の適正使用の推進	農薬の使用履歴の記帳指導	農薬使用履歴の記帳指導の実施
		農薬適正使用推進員、農薬管理指導士の認定活用			技術支援課
	農薬に関する情報提供	農薬に関する情報提供	生産者に対する研修会の開催	技術支援課	
			農薬情報の提供	技術支援課	
	2 事業者への支援	製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	自主的な衛生管理の推進	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理方式の導入促進	食品・生活衛生課
				群馬県食品自主衛生管理認証制度の推進	食品・生活衛生課
				食品衛生推進員及び食品衛生指導員による自主衛生管理の推進	食品・生活衛生課
				自主検査の実施	食品・生活衛生課
			自主衛生管理推進のための側面的支援	中小企業パワーアップ資金融資制度	商政課
		食品製造及び衛生管理技術支援		工業振興課	
		食品表示の適正化の推進	新たな食品表示制度の理解促進	食品表示法の普及啓発	食品・生活衛生課
		食品表示の適正化事業の推進	食品表示の適正化事業の推進	食品の適正表示推進者育成講習会の開催	食品・生活衛生課
				食品の適正表示推進事業所登録制度の推進	食品・生活衛生課
危機対応の充実	危機対応の充実	事業者の危機管理対応の啓発、助言	食品・生活衛生課		
		「食品等回収情報提供システム」の周知、活用	食品・生活衛生課		
3 消費者への支援	消費者の正しい知識習得への支援	食中毒予防等に関する知識習得の支援	出前なんでも講座	食品・生活衛生課	
			食品衛生普及啓発事業	食品・生活衛生課	
		食育を通じた学習機会の提供	食育推進リーダーの活用	食育推進リーダーの活用	保健予防課
				ぐんま食育応援企業の活用	保健予防課
				健康情報ステーションによる健康情報の提供	保健予防課
		食の安全に関する情報利用の促進	食の安全に関する情報利用の促進	ホームページによる情報提供の充実	食品・生活衛生課
				食に関する相談窓口の運営	食品・生活衛生課
		健康食品等に関する正しい知識習得の支援	健康食品等に関する正しい知識習得の支援	薬剤師による健康食品等の適正使用の推進	薬務課
安心を提供	1 リスクコミュニケーションの推進	食の安全に関する情報発信の充実	ホームページや広報資料による情報提供	食品・生活衛生課	
			食品安全検査結果等の公表	食品・生活衛生課	
			食の安全に関する情報紙等の発行	食品・生活衛生課	
			食の安全に関する学習機会の提供	食品・生活衛生課	
		消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の促進	リスクコミュニケーション事業の推進	食品安全県民会議の運営	食品・生活衛生課
				様々な機会・手法によるリスクコミュニケーションの推進	食品・生活衛生課
				「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」の活動支援	食品・生活衛生課
				食の現場公開事業	食品・生活衛生課
関係者間の交流事業の推進	関係者間の交流事業の推進	農産物の安全・安心提供事業	食品・生活衛生課		

3 群馬県食品安全基本条例

群馬県食品安全基本条例

目次

- 第1章 総則(第1条 第6条)
- 第2章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策(第7条 第16条)
- 第3章 施策の申出(第17条)
- 第4章 群馬県食品安全審議会(第18条)
- 第5章 補則(第19条・第20条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品の飲食に係る食品関連物資の安全性(以下「食品等の安全性」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食品等の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

2 この条例において「食品関連物資」とは、添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。))及び容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)並びに肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。

3 この条例において「食品等」とは、食品及び食品関連物資をいう。

4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体又は個人であって、食品等の生産、採取、加工、調理、輸出、輸入、貯蔵、運搬、販売又は使用(以下「供給」という。)を業とするものをいう。

5 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格その他の内容に関する表示をいう。

(基本理念)

第3条 食品等の安全性の確保に関する施策は、食品等の供給及び食品の消費のすべての過程を通じて消費者の健康を保護することを最も重視するとともに、消費者と事業者との信頼関係の確立と保持に資することを旨として、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して行われなければならない。

2 消費者と事業者との信頼関係は、適正な食品表示が確保されるとともに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者が相互に情報及び意見を交換することによって確立され、保持されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品等の安全性の確保のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給を行う食品等の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止、正確かつ適切な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、食品等の安全性の確保に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、食品生産技術の進歩及び経済社会の発展等に応じ、自らすすんで食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、合理的な消費行動に努めることによって、消費者の消費生活の安定及び向上に寄与するよう努めるものとする。

第2章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策

(財政上の措置等)

第7条 県は、食品等の安全性の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(法令の解釈等)

第8条 県は、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念にのっとり、関係法令等(食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関わるすべての法令、条例、規則、規程等をいう。以下同じ。)を解釈し、運用するものとする。

2 県は、関係法令等を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

(飲食に起因する危険性への対応等)

第9条 県は、飲食に起因して発生する危険性に統一かつ効果的な対応をし、並びに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者相互間での当該危険性に関する情報及び意見の交換を促進するための仕組みの整備に努めるものとする。

2 県は、飲食に起因する衛生上の重大な危害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備に努めるものとする。

(検査等の体制の整備)

第10条 県は、食品等の安全性の確保及びこれに関する調査研究その他の施策を適正に実施するために必要な検査、監視及び試験研究の体制の整備に努めるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第11条 県は、食品表示が食品等の安全性の確保と密接不可分な関わりを有していることにかんがみ、食品表示に係る諸制度の総合的な運用その他の適正な食品表示の確保のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

(消費者団体及び事業者等の団体との協働)

第12条 県は、食品等の安全性の確保に関わりのある消費者の団体又は事業者等の団体と協働して、施策の推進を図るよう努めるものとする。

(他の都道府県等との連携協力)

第13条 県は、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関し、他の都道府県その他の地方公共団体との情報及び意見の交換その他の連携協力を努めるものとする。

(国への協力要請等)

第14条 県は、県民の意向及び前二条の取組を踏まえた施策を効果的に推進するため、国に対し、必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(食品に関する知識の普及と情報の提供の推進)

第15条 県は、県民の食品への関心を高めることに資するため、食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供等を通じて、食品に関する知識の普及と情報の提供を推進するよう努めるものとする。

(基本計画)

第16条 知事は、食品等の安全性の確保に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該施策の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 施策の申出

(施策の申出)

第17条 次に掲げるものは、実施機関(知事及び教育委員会をいう。以下同じ。)に対し、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る当該実施機関の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう申出(以下「施策の申出」という。)をすることができる。

- 一 県内に住所を有する者
 - 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 2 施策の申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「施策申出書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
- 一 施策の申出をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 施策の申出の趣旨及び理由
 - 三 施策の申出の端緒となった事案
 - 四 施策の申出の年月日
 - 五 その他実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、施策申出書が提出されたときは、速やかに必要な調査を行った上、当該施策の申出に対する処理を行い、施策の申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、当該処理の内容(施策の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。以下同じ。)を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の処理を行うに当たり、施策の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命又は健康に対する危害の発生を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により施策の申出に対する処理を行ったときは、実施機関は、これを次の群馬県食品安全審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第3項の規定により通知を行った後、速やかに当該施策の申出の趣旨及びその処理の内容等を公表するものとする。
- 7 実施機関は、施策の申出の取扱いに際しては、申出者等の個人情報の保護に配慮するものとする。
- 8 施策の申出をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

第4章 群馬県食品安全審議会

(群馬県食品安全審議会)

第18条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、群馬県食品安全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、食品等の安全性の確保に関する重要事項を調査審議するとともに、実施機関に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(運用状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、第17条の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(群馬県食品衛生条例の一部改正)

- 2 群馬県食品衛生条例(昭和44年群馬県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第1条中「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「もつて県民の健康の保護を図る」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

4 群馬県食品安全審議会規則

群馬県食品安全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号)第18条第5項の規定に基づき、群馬県食品安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、審議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会への出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(特別委員)

第4条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第2条第3項及び第3条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

群馬県食品安全審議会委員名簿

平成28年3月現在

氏名	分野	役職等
五十嵐 均	学 識	群馬県立県民健康科学大学名誉教授
森田 幸雄	学 識	東京家政大学家政学部食品衛生第二研究室教授
吉江 由美子	学 識	東洋大学食環境科学部食環境科学科教授
池田 隆政	生 産	群馬県農業協同組合中央会専務理事
齋藤 絹代	生 産	群馬県農村生活アドバイザー
遠山 昌子	加 工	赤城フーズ(株)常務取締役
鳥山 晴沖	加 工	雪国アグリ(株)代表取締役
野崎 美成	流 通	(一社)群馬県卸売市場連合会会長
前原 宏之	流 通	(株)とりせん代表取締役社長
石田 弘義	法 律	弁護士
中道 美代子	マスコミ	(株)上毛新聞社企画部営業統括兼企画課・参与
清野 紀美子	消 費	公募
松本 ふさ江	消 費	公募

任期は、平成26年10月31日から平成28年10月30日までとする。

5 群馬県食品安全会議設置運営要綱

(趣旨)

第1 群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づき、群馬県食品安全会議(以下「安全会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 安全会議は、食品安全行政の円滑な推進に関する重要事項の調査、検討を行う。

(構成)

第3 安全会議は、議長、議長代行、座長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議の開催等)

第4 会議は、議長の指示を受け座長が招集し、主宰する。

2 議長は必要があると認めるときは、学識経験者等、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見又は説明を聞くことができる。

3 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。

(検討部会)

第5 安全会議に、特定事案の調査、検討を行うための部会(以下「検討部会」という。)を設置することができる。

2 検討部会は、座長が招集し、主宰する。

3 座長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6 安全会議及び検討部会の庶務は、食品安全局食品安全課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 群馬県食品安全会議運営要綱(平成14年7月29日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表1) 群馬県食品安全会議構成員

平成28年3月現在

役職	構成員
議長	知事
議長代行	副知事 健康福祉部長
座長	食品安全局長
委員	危機管理室長
	消費生活課長
	健康福祉課長
	保健予防課長
	薬務課長
	児童福祉課長
	食品安全課長
	衛生食品課長
	環境保全課長
	林業振興課きのこ普及室長
	技術支援課長
	蚕糸園芸課長
	ぐんまブランド推進課長
	畜産課長
	商政課長
	工業振興課長
	水道課長
	健康体育課長

6 群馬県食品安全県民会議設置運営要綱

(趣旨)

第1 群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、県民、消費者、事業者、県その他の関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行うため、群馬県食品安全県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 県民会議は、関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行う。

(構成)

第3 県民会議は、消費者、食品の生産者、流通業者、学識経験者など優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する委員で構成する。ただし、県職員にあっては、群馬県食品安全会議設置運営要綱(平成16年4月1日施行)第3に規定する食品安全会議委員のうちから、知事が指定する。

(任期)

第4 県民会議の委員の任期は、2年間とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(座長)

第5 県民会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催等)

第6 県民会議は、知事が招集し、座長が主宰する。

2 座長は必要があると認めるときは、学識経験者等、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 県民会議の庶務は、食品安全局食品安全課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が県民会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

2 群馬県食品安全県民会議運営要綱(平成14年7月29日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

群馬県食品安全県民会議委員名簿

平成28年3月現在

分野	氏名	所属及び役職名等
行政(県)	後藤 重幸	群馬県健康福祉部食品安全局長
学識	高橋 信雄	(公社)群馬県獣医師会家畜衛生管理委員会副委員長
学識	石井 直人	(一社)群馬県薬剤師会常務理事
学識	佐藤 順	東洋大学食環境科学部教授
生産	小川 恵弘	農業(繁殖和牛)
生産	寶船 正夫	農業(施設園芸)
生産	田村 新衛	群馬県農業協同組合中央会農業対策部長
加工	天野 彰	サンヨー食品(株)品質保証本部お客様相談室担当部長
加工	関根 一彦	タカナシ乳業(株)群馬工場工場長
加工	染谷 隆雄	(株)群馬県食肉卸売市場安全対策室長
流通	高川 新一	(株)ベイシア品質管理部長
流通	飯塚 伸彦	前橋青果(株)代表取締役社長
消費	佐藤 順子	群馬県生活協同組合連合会理事
消費	下山 久美子	群馬県食生活改善推進員連絡協議会監事
消費(公募)	川島 栄美子	食の安全情報通信員
消費(公募)	鈴木 三枝子	中学校教員・食の安全情報通信員
消費(公募)	竹下 裕理	フリーアナウンサー・シニア野菜ソムリエ
消費(公募)	中山 洋子	食の安全情報通信員
マスコミ	大谷 清美	群馬テレビ(株)報道制作局報道部特任部長
マスコミ	小淵 紀久男	(株)上毛新聞社報道部長
マスコミ	滝沢 功	(株)エフエム群馬報道部部長代理
		計 21名

任期2年間(平成27年2月4日～平成29年2月3日)

7 食品の安全等に関する県民意識調査結果(要約版)

1 調査の概要

(1)目的

群馬県食品安全基本計画及び群馬県食育推進計画が平成27年度末に終期を迎えることから、新計画の基本構想策定等に活用することを目的に、食の安全や食育に関する県民意識を把握し、県政推進の基礎資料とするため、県民意識調査を実施した。

(2)対象者

- ア 一般県民(20歳以上の男女) 1,500人
- イ 食品関係事業者
 - ・ 第一次産業事業者 250事業者
 - ・ 第二次産業事業者 250事業者
 - ・ 第三次産業事業者 250事業者

(3)対象者抽出方法

- ・ 一般県民 層化抽出法により選挙人名簿抄本から無作為抽出
- ・ 食品関係事業者 第一次、二次、三次産業ごとに無作為抽出

(4)回収状況

	一般県民	第一次産業	第二次産業	第三次産業
対象数	1,500	250	250	250
回収数	820	139	151	124
回収率	54.7%	55.6%	60.4%	49.6%

(5)調査方法

郵送法(督促状送付1回)

(6)調査期間

平成26年8月～9月

調査結果(全文)については、群馬県ホームページからご覧いただけます。

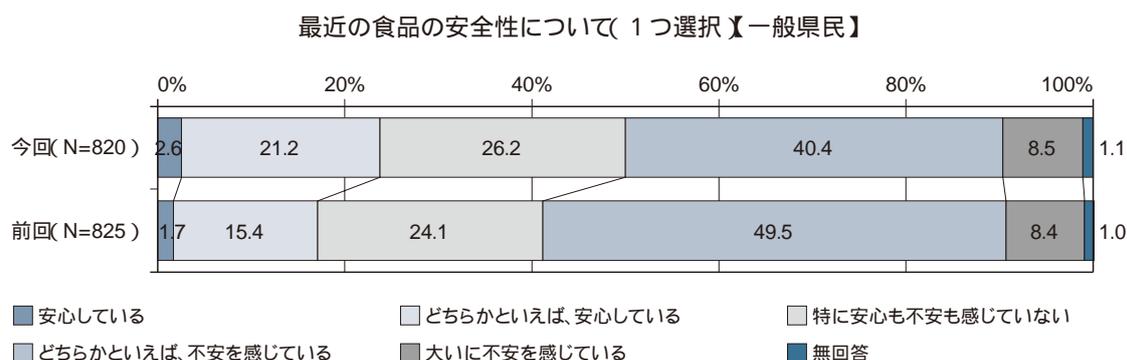
(<http://www.pref.gunma.jp/05/d6200275.html>)

2 食品の安全に関する結果概要

(1) 最近の食品の安全性について【一般県民】

「不安を感じている」が約5割

「大いに不安を感じている」、「どちらかといえば、不安を感じている」の合計値(48.9%)は約5割となっている。前回(57.9%)と比較すると、食品の安全性についての不安感は低くなっていることがうかがえる。



(2) 「食品の安全性への不安度」と 県に望む対策の重要度【一般県民】

「輸入食品」の不安度が高く、県の安全性確保の対策が望まれている

「安心」、「どちらかといえば安心」の合計値を見ると、「健康食品」、「食品中のアレルギー物質」の2項目が4割以上と高くなっている。

一方、「不安」、「どちらかといえば不安」の合計値を見ると、「輸入食品」、「食品の偽装表示」の2項目が8割以上と高くなっている。

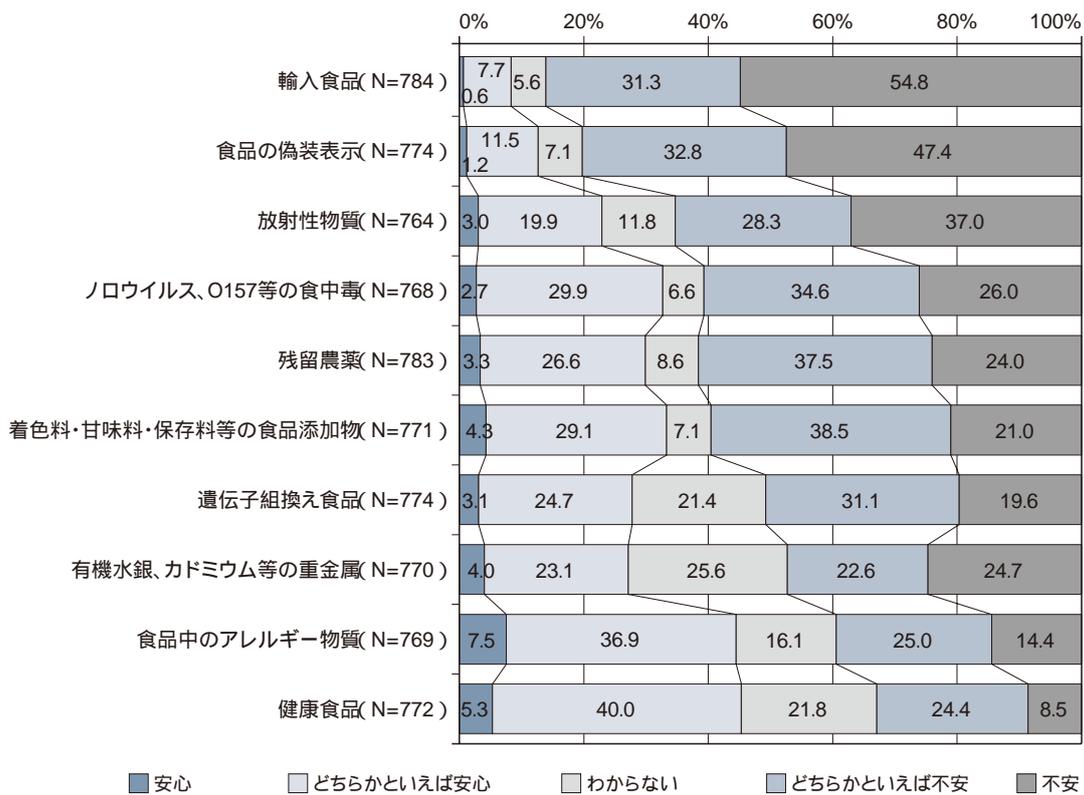
各項目の5段階の回答を「不安度」で比較すると、「輸入食品」(82.3点)が最も高く、唯一80点以上となっている。次いで「食品の偽装表示」(78.1点)、「放射性物質」(68.9点)となっている。

前回と比較すると、上位2項目は同様の項目となっている。一方、前回これら2項目に次いで高かった「残留農薬」は前回よりも不安度が低くなっている。また、新たに設けた項目「放射性物質」は上位2項目に次いで不安度が高くなっている。

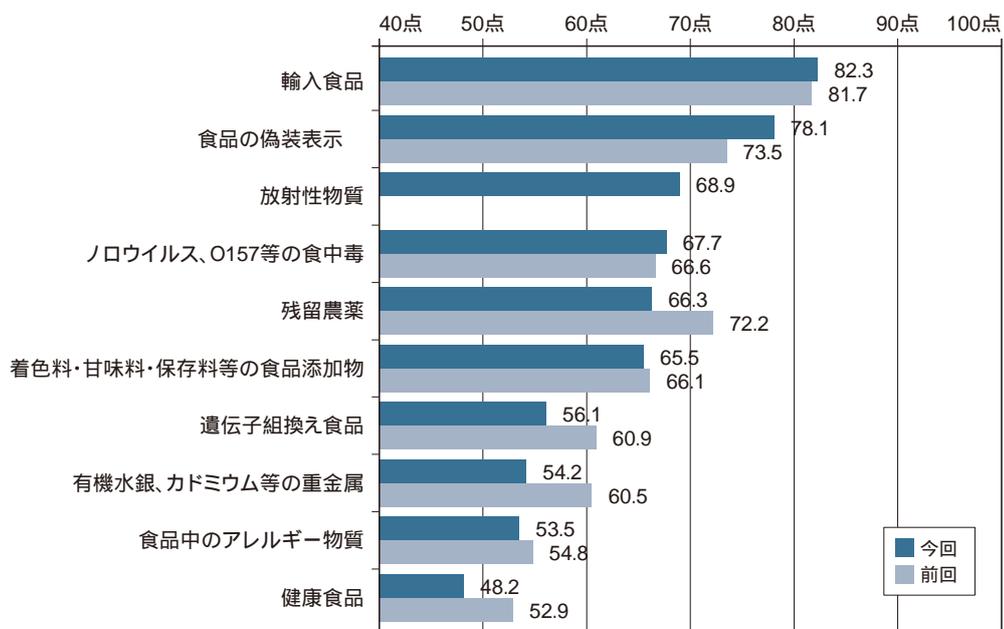
不安度の算出方法

「不安」を100点、「どちらかといえば不安」を75点、「どちらかといえば安心」を50点、「安心」を25点、「わからない」を0点として、加重平均により不安度を指標化した。100点に近くなるほど、不安の度合いが高いことを示す。

食品の安全性の観点からどのように感じているか(それぞれ1つ選択)【一般県民】



食品の安全性の観点からどのように感じているか「不安度」【一般県民】

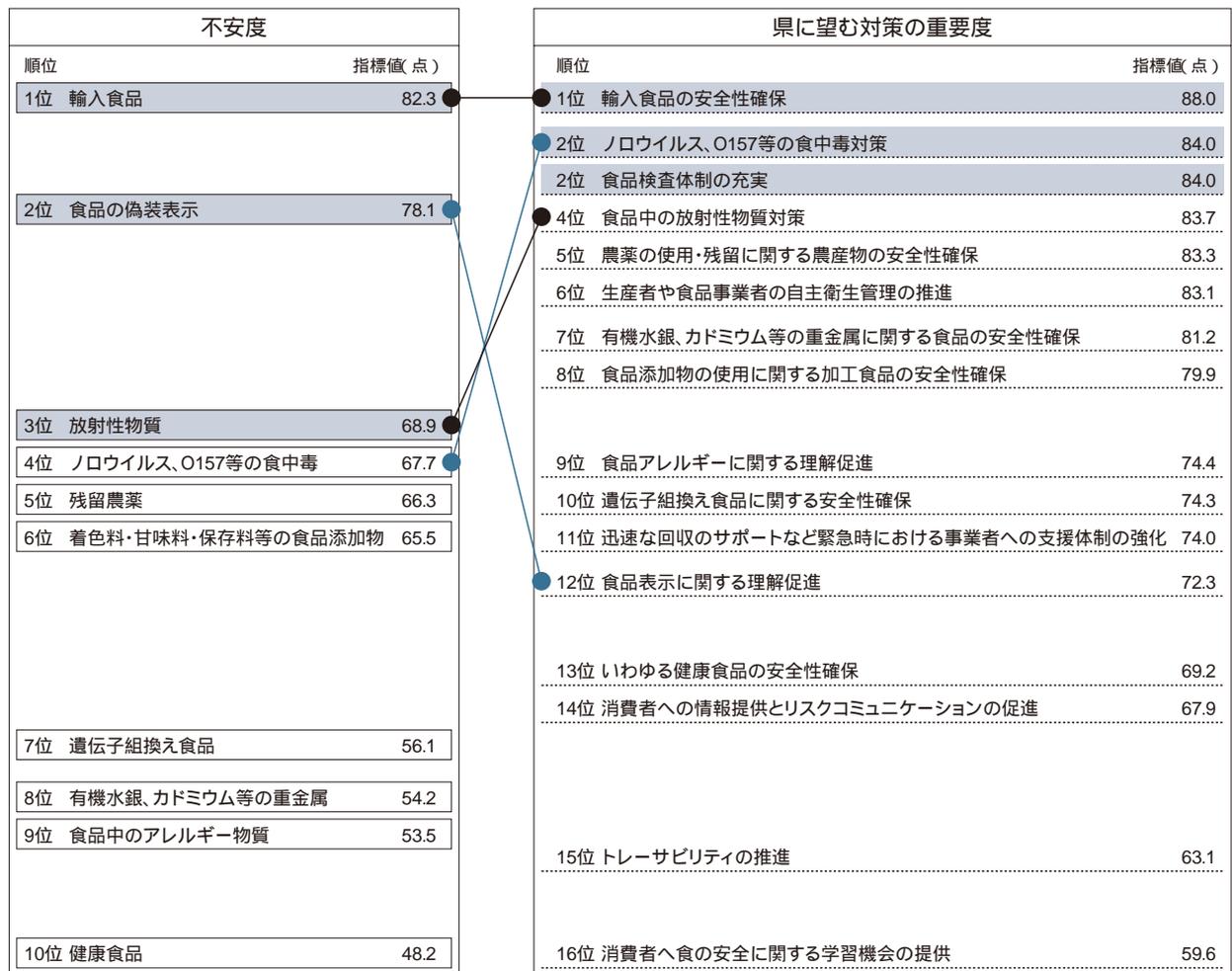


前回は「食品表示(不正表示)」

一方、県に望む対策について16項目の5段階の回答を「重要度」で比較すると、「輸入食品の安全性確保」が最も高く、約90点となっている。

「不安度」と「重要度」を比較すると、全般的には不安度が高いほど重要度も高い傾向が見られるが、「食品表示」に関する項目は、不安度と重要度で表現が異なることに留意する必要があるものの、「食品の偽装表示」の不安度は2位と高位にある一方、「食品表示に関する理解促進」の重要度は12位と中位に位置している。

不安度と、県に望む対策の重要度の比較



「重要度」の算出方法

「非常に重要である」を100点、「重要である」を75点、「それほど重要ではない」を50点、「重要とは思わない」を25点、「わからない」を0点として、加重平均により「重要度」を指標化した。100点に近くなるほど、「重要」の割合が高いことを示す。

(3)「食品の安全性への不安」の理由【一般県民】

「事件・事故」、「法令遵守、衛生管理」、「科学的根拠」、「自分の知識不足」が高い

全体傾向で不安度が高い「輸入食品」、「食品の偽装表示」は、「食品の安全性に関する事件・事故が発生しているから」が最も高く、次いで「生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」も高くなっている。また、「ノロウイルス、O157等の食中毒」も「生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」、「食品の安全性に関する事件・事故が発生しているから」の2項目が高くなっている。

これ以外の項目では、「放射性物質」、「健康食品」の2項目は、「食品の安全性に関する科学的根拠に対して不安があるから」が最も高くなっている。

「残留農薬」は、「生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」が最も高くなっている。

「着色料・甘味料・保存料等の食品添加物」、「遺伝子組換え食品」の2項目は、「食品の安全性に関する科学的根拠に対して不安があるから」、「食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから」が同程度に高くなっている。

「有機水銀、カドミウム等の重金属」、「食品中のアレルギー物質」の2項目は、「食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから」が最も高くなっている。

「食品の安全性への不安」の理由（各項目2つまで選択）【一般県民】

	(%)	法律、条例などの規制が不十分だから	行政の監督指導が不十分だから	生産者、事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから	食品の安全性に関する科学的根拠に対して不安があるから	食品の安全性に関する情報が提供が不十分だから	食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから	食品の安全性に関する事件・事故が発生しているから	その他	無回答
輸入食品 (N=675)		15.0	15.7	35.4	3.7	13.3	4.9	42.5	4.0	15.4
食品の偽装表示 (N=621)		14.5	25.3	31.4	1.3	7.1	4.5	39.6	1.4	18.4
放射性物質 (N=499)		17.8	17.0	9.4	21.2	19.2	19.2	14.0	2.8	21.6
ノロウイルス、O157等の食中毒 (N=466)		2.4	10.5	40.3	5.8	7.5	11.4	34.8	2.1	22.3
残留農薬 (N=482)		10.0	13.7	40.0	10.0	17.6	13.5	17.6	2.7	19.5
着色料・甘味料・保存料等の食品添加物 (N=459)		13.5	10.7	19.0	24.0	19.2	24.2	7.0	2.4	20.5
遺伝子組換え食品 (N=393)		15.3	8.4	12.2	29.5	17.3	26.5	1.5	1.8	25.7
有機水銀、カドミウム等の重金属 (N=364)		11.5	18.1	16.2	12.4	16.2	26.4	11.0	1.9	24.2
食品中のアレルギー物質 (N=303)		6.6	6.9	12.2	11.2	21.1	29.0	10.6	4.0	30.4
健康食品 (N=254)		20.5	14.2	13.8	26.8	15.4	15.4	13.0	2.4	22.4

各項目における最も高い値を 濃い網掛け表示、次いで高い値(30.0%以上)を 薄い網掛け表示
「不安」どちらかといえば不安」と回答した場合のみ
指標値「不安度」の高い順に表示

(4) 県に望む対策の重要度【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

一般県民、一次産業は「輸入食品の安全性確保」、二次・三次産業は「食中毒対策」

いずれの対象者も「輸入食品の安全性確保」、「ノロウイルス、O157等の食中毒対策」の2項目が上位に位置している。また、「農薬の使用・残留に関する農産物の安全性確保」もいずれの対象者においても上位に位置している。

県に望む対策「重要度」指標値【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

(点)	一般県民		一次産業		二次産業		三次産業	
	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値
輸入食品の安全性確保	1位	88.0	1位	89.4	4位	79.7	2位	84.1
ノロウイルス、O157等の食中毒対策	2位	84.0	3位	84.1	1位	85.8	1位	91.1
食品検査体制の充実	2位	84.0	8位	80.3	10位	76.2	8位	79.4
食品中の放射性物質対策	4位	83.7	7位	81.3	7位	78.1	7位	79.9
農薬の使用・残留に関する農産物の安全性確保	5位	83.3	4位	83.6	3位	80.8	3位	83.7
生産者や食品事業者の自主衛生管理の推進	6位	83.1	15位	72.7	11位	73.1	12位	74.6
有機水銀、カドミウム等の重金属に関する食品の安全性確保	7位	81.2	2位	86.6	5位	79.2	9位	78.6
食品添加物の使用に関する加工食品の安全性確保	8位	79.9	6位	81.6	9位	76.4	4位	81.7
食品アレルギーに関する理解促進	9位	74.4	11位	78.4	2位	84.1	5位	80.8
遺伝子組換え食品に関する安全性確保	10位	74.3	5位	81.9	12位	72.1	11位	75.7
迅速な回収のサポートなど緊急時における事業者への支援体制の強化	11位	74.0	9位	80.0	6位	78.6	10位	78.3
食品表示に関する理解促進	12位	72.3	10位	80.0	8位	76.5	6位	80.1
いわゆる健康食品の安全性確保	13位	69.2	14位	73.1	14位	71.3	13位	73.2
消費者への情報提供とリスクコミュニケーションの促進	14位	67.9	12位	75.8	13位	71.8	15位	67.4
トレーサビリティの推進	15位	63.1	16位	72.3	15位	70.4	16位	64.3
消費者へ食の安全に関する学習機会の提供	16位	59.6	13位	73.9	16位	69.9	14位	69.9

各項目における上位4項目を網掛け表示
一般県民の指標値「重要度」が高い順に表示

<各対象者の主な特徴>

一般県民.....「輸入食品の安全性確保」が最重要。上位2～6位は同程度に重要度が高い。

一次産業.....「輸入食品の安全性確保」が最重要。「有機水銀、カドミウム等の重金属に関する食品の安全性確保」(2位)が上位に位置している。

二次産業.....「ノロウイルス、O157等の食中毒対策」が最重要。2位「食品アレルギーに関する理解促進」との差は比較的小さい。

三次産業.....「ノロウイルス、O157等の食中毒対策」が最重要。2位「輸入食品の安全性確保」との差が比較的大きい。

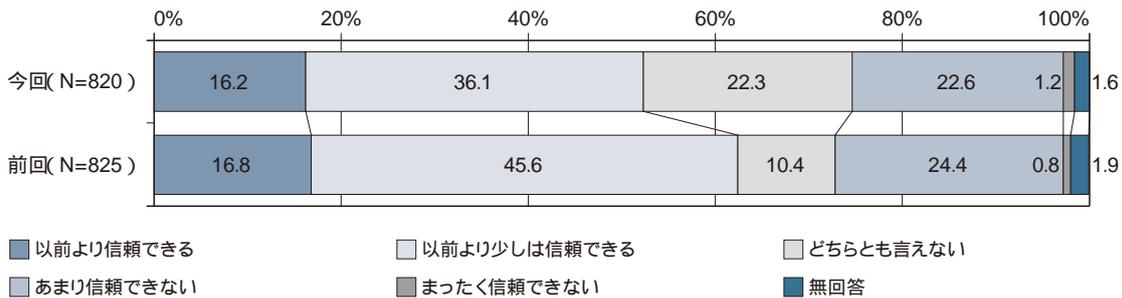
(5)生産者、食品事業者、行政(県)の取組の信頼感【一般県民】

安全性確保に向けた取組について「信頼できる」が5割以上

「以前より信頼できる」、「以前より少しは信頼できる」の合計値(52.3%)は5割以上となっている。

一方、「あまり信頼できない」、「まったく信頼できない」の合計値(23.8%)は前回(25.2%)からの大きな変化は見られない。

生産者、食品事業者及び行政(県)が行っている食の安全性確保に向けた取組について(1つ選択)【一般県民】



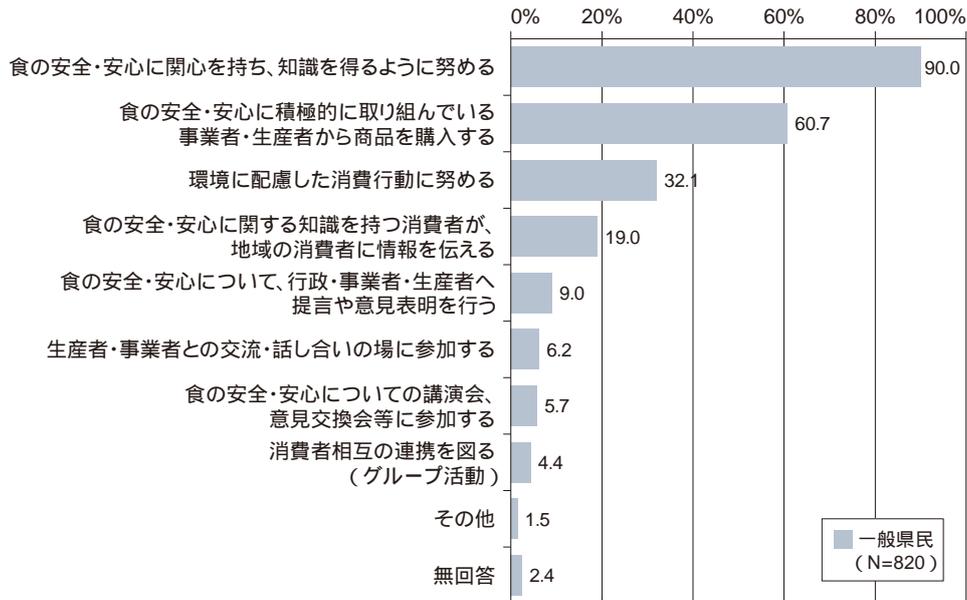
(6)消費者ができること・消費者に望むこと【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

消費者の「知ろう」、事業者の「知って理解してほしい」という方向性が一致

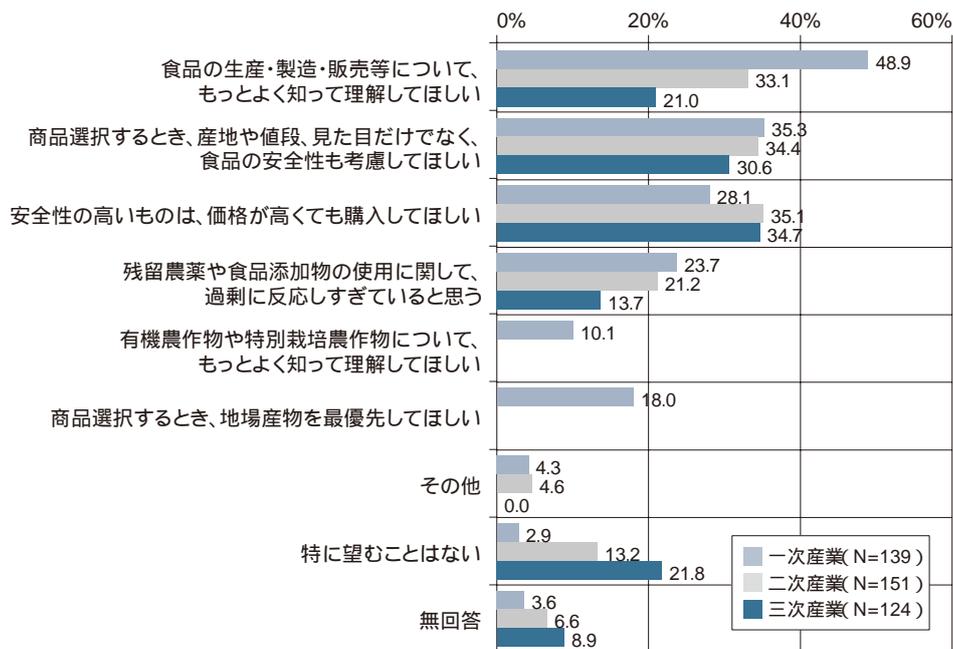
一般県民は「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」(90.0%)が特に高く、次いで「食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する」(60.7%)となっている。

一方、事業者は消費者に対して、いずれの産業も「食品の生産・製造・販売等について、もっとよく知って理解してほしい」、「商品選択するとき、産地や値段、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮してほしい」、「安全性の高いものは、価格が高くても購入してほしい」の3項目が高くなっている。

消費者自身がすべきこと(3つまで選択)【一般県民】



消費者に望むこと(2つまで選択)【一次・二次・三次産業】



同様の意味の項目を整理して表示

<各対象者の主な特徴>

一般県民.....「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」(90.0%)、「食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する」(60.7%)が高い。

一次産業.....「農林水産物の生産について、もっとよく知って、理解してほしい」(48.9%)が高い。

二次産業.....「食品の製造・加工について、もっとよく知って、理解してほしい」(33.1%)、「商品選択するとき、産地や値段、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮してほしい」(34.4%)、「安全性の高いものは、価格が高くても購入してほしい」(35.1%)が同程度に高い。

三次産業.....「商品選択するとき、産地や値段、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮してほしい」(30.6%)、「安全性の高いものは、価格が高くても購入してほしい」(34.7%)が同程度に高い。

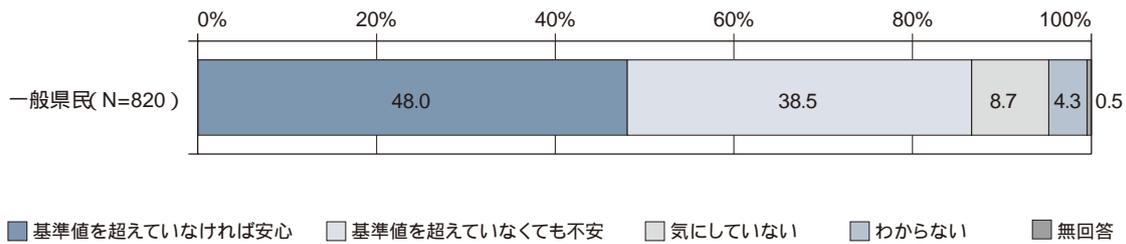
3 主な調査結果

(1)放射性物質について【一般県民】

「基準値を超えていなければ安心」が約5割、「超えていなくても不安」が約4割

原発事故が原因の食品中の放射性物質について、「基準値を超えていなければ安心」(48.0%)が最も高く、次いで「基準値を超えていなくても不安」(38.5%)となっている。

原発事故が原因の食品中の放射性物質について(1つ選択)【一般県民】



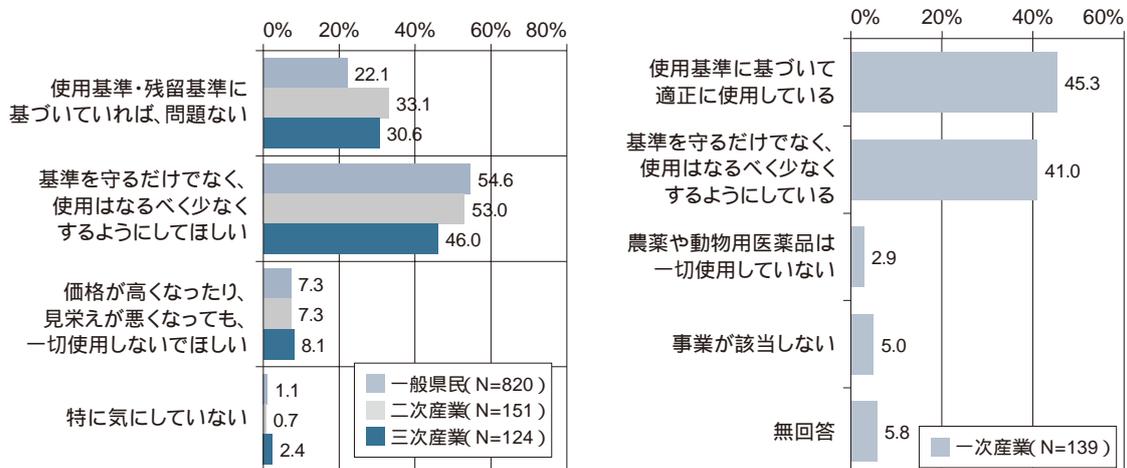
(2)農薬・動物用医薬品について【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

県民全体が「なるべく少なく」、一次産業は「適正使用なら問題ない」も高い

一般県民、二次・三次産業は「使用はなるべく少なくするようにしてほしい」が最も高く、一次産業は「基準に基づいて適正に使用している」と、これに次ぐ「使用はなるべく少なくするようにしている」が同程度に高くなっている。

農薬・動物用医薬品の使用者である一次産業と、それによって生産された食品を使用する一般県民、二次・三次産業の考え方は概ね一致しているものの、一次産業以外では、「基準を守るだけでなく、なるべく使用を少なく」という意向がより強いことがうかがえる。

農薬や動物用医薬品の使用について(1つ選択)【一般県民・一次・二次・三次産業】



同様の意味の項目を整理して表示

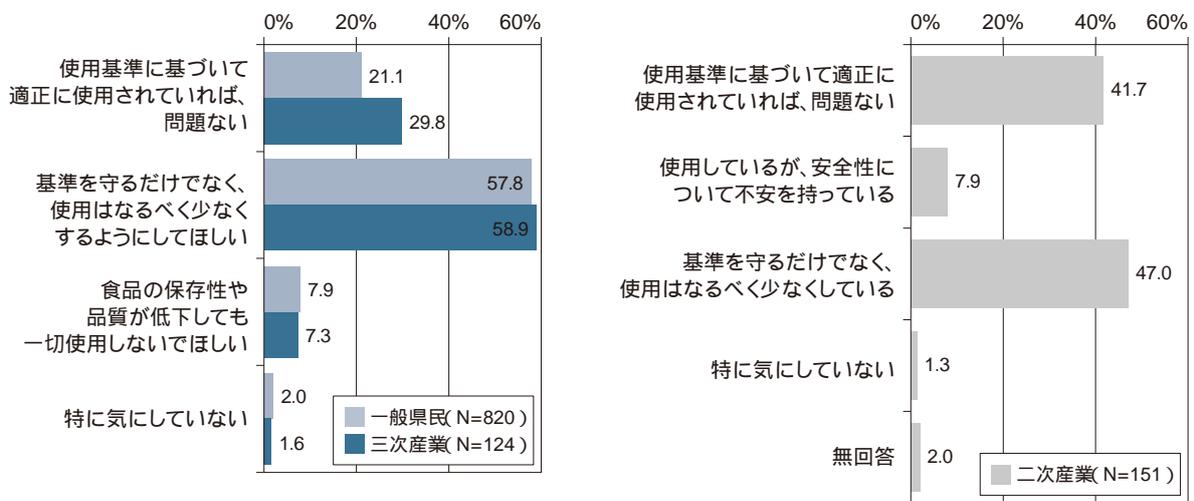
(3)食品添加物について【一般県民・二次産業・三次産業】

県民全体が「なるべく少なく」、二次産業は「適正使用なら問題ない」も高い

いずれの対象者も「使用はなるべく少なく」が最も高く、次いで「基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」となっているが、二次産業は「使用はなるべく少なくするようにしている」と、これに次いで高い「基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が同程度に高くなっている。

食品添加物の主な使用者である二次産業と、それによって生産された食品を使用する一般県民、三次産業の考え方は概ね一致しているものの、二次産業以外では、「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なく」という意向がより強いことがうかがえる。

食品添加物の使用について(1つ選択【一般県民・二次・三次産業】)



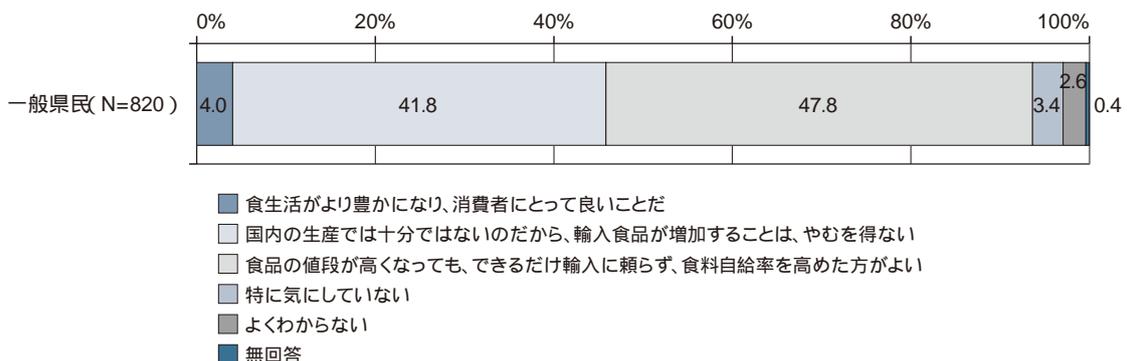
同様の意味の項目を整理して表示

(4)輸入食品について【一般県民】

「できるだけ輸入に頼らず」が約5割、「輸入食品増加はやむを得ない」が約4割

「食品の値段が高くなっても、できるだけ輸入に頼らず、食料自給率を高めた方がよい」(47.8%)が最も高く、次いで「国内の生産では十分ではないのだから、輸入食品が増加することは、やむを得ない」(41.8%)となっている。

輸入食品の増加について(1つ選択【一般県民】)

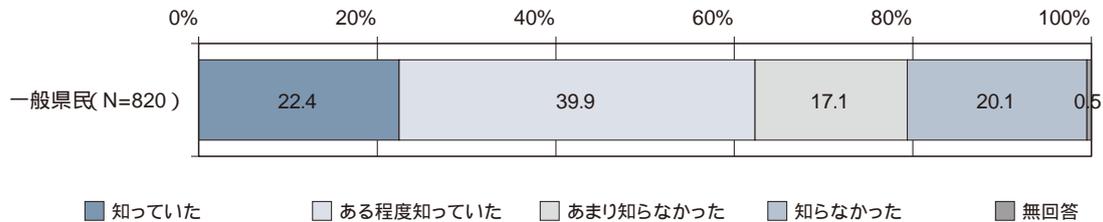


(5)食中毒について【一般県民】

「食中毒予防3原則」の認知度は6割以上

「食中毒予防3原則」について、「知っていた」、「ある程度知っていた」の合計値(62.3%)は6割以上となっている。

「食中毒予防の3原則」を知っていたか(1つ選択)【一般県民】



「食中毒予防の3原則」:食品の取扱いにおいて、清潔(菌をつけない)、迅速(細菌を増やさない)、加熱・冷却(細菌をやっつける)の3つを徹底すること

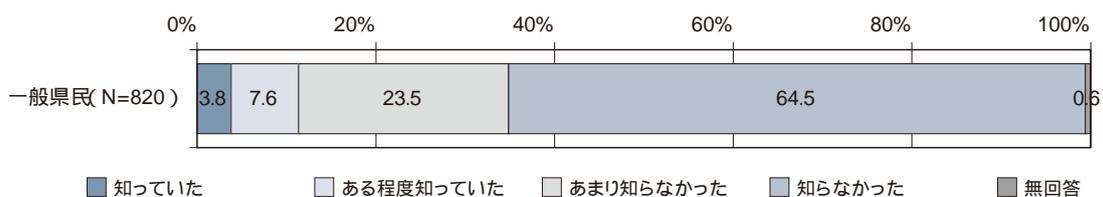
(6)リスクコミュニケーションについて【一般県民・一次・二次・三次産業】

言葉を「知らなかった」が約9割、行政に「期待している」が約7割

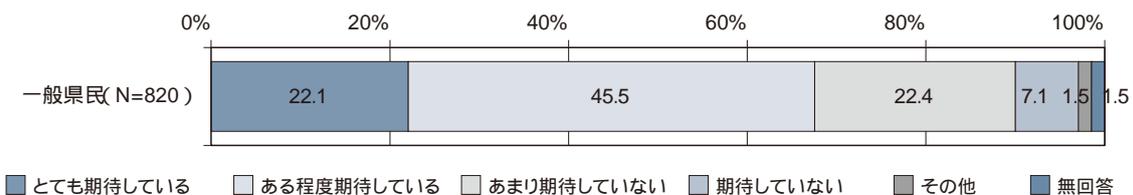
「リスクコミュニケーション」という言葉を「知らなかった」、「あまり知らなかった」の合計値(88.0%)が約9割となっている。

行政が行うリスクコミュニケーションへの期待について「とても期待している」、「ある程度期待している」の合計値(67.6%)が約7割となっている。

「リスクコミュニケーション」という言葉を知っていたか(1つ選択)【一般県民】



行政が行う「リスクコミュニケーション」に期待しているか(1つ選択)【一般県民】



「リスクコミュニケーション」:食品を通じてハザード(危害要因)を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止または抑制する全課程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること

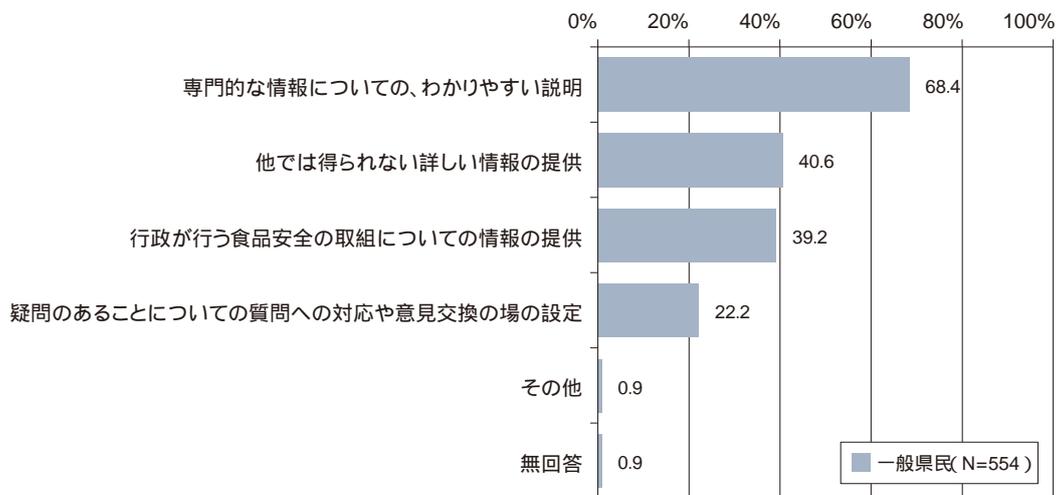
期待するのは「専門的な情報のわかりやすい説明」が約7割

期待しない理由は「専門的な情報が多く、わかりにくそうだから」が約5割

行政が行うリスクコミュニケーションに期待する内容は「専門的な情報についての、わかりやすい説明」(68.4%)が特に高くなっている。

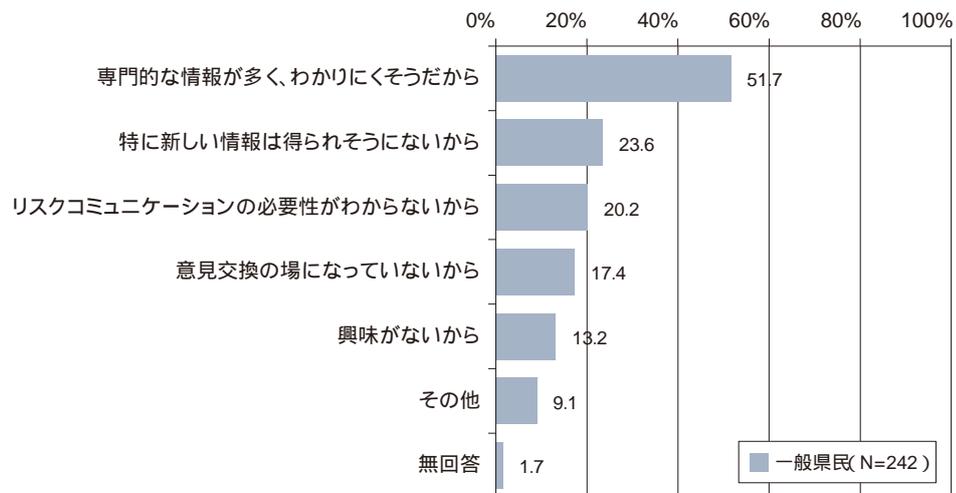
一方、期待しない理由としては「専門的な情報が多く、わかりにくそうだから」(51.7%)が特に高くなっている。

行政が行う「リスクコミュニケーション」に何を期待するか(すべて選択)【一般県民】



「とても期待している」「ある程度期待している」場合のみ

行政が行う「リスクコミュニケーション」に期待しない理由(すべて選択)【一般県民】



「あまり期待していない」「期待していない」場合のみ

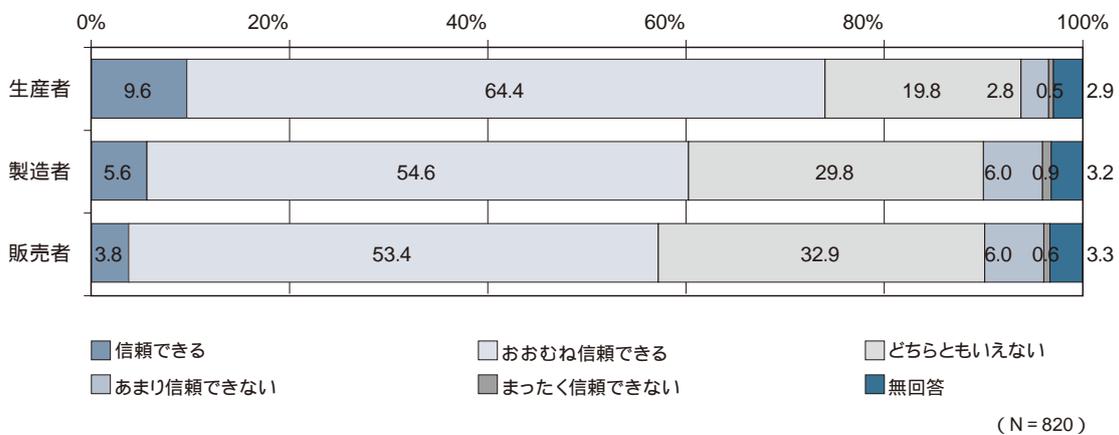
(7)食品関連事業者の信頼について【一般県民】

事業者の信頼性向上のためには、事業者だけでなく行政の役割が重要

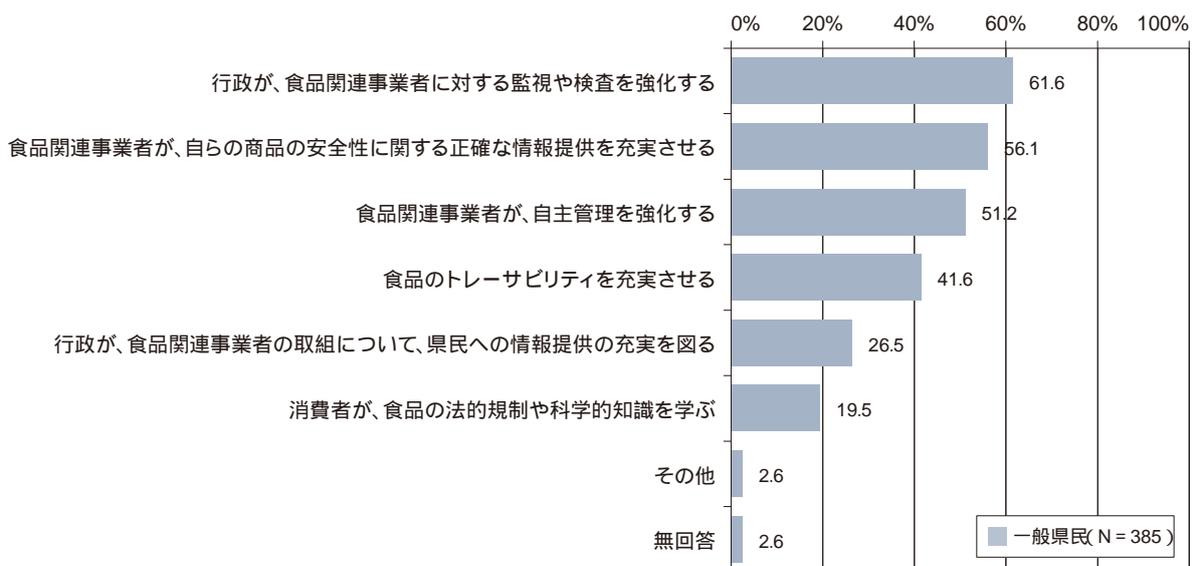
「信頼できる」、「おおむね信頼できる」の合計値は、「生産者（74.0%）」が7割以上、「製造者（60.2%）」、「販売者」（57.2%）」は約6割となっており、各事業者における「信頼できる」、「おおむね信頼できる」の合計値の平均（63.8%）は6割以上となっている。

今後どうしたら信頼できるようになると思うかは、「行政が、食品関連事業者に対する監視や検査を強化する」（61.6%）」が最も高く、次いで「食品関連事業者が、自らの商品の安全性に関する正確な情報提供を充実させる」、「食品関連事業者が、自主管理を強化する」となっている。

各食品関連事業者について、どの程度信頼できると思うか(それぞれ1つ選択)【一般県民】



今後どうしたら食品関連事業者を信頼できるようになると思うか(すべて選択)【一般県民】



「どちらともいえない」「あまり信頼できない」「まったく信頼できない」場合のみ

8 用語解説(五十音順)

あ行

アナフィラキシーショック

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも血圧が低下して脱力を来すような重篤な場合を、アナフィラキシーショックといいます。

SNS

Social Networking Service(ソーシャル ネットワーキング サービス)の略語。登録された利用者同士が交流できるインターネットによる会員制サービスのこと。

か行

規格基準

食品衛生法に基づき、食品・器具及び容器包装等について、成分規格や製造、加工、調理及び保存に関する基準を定めたもの。本基準に適合しない食品等は不良品とみなされ、販売等が禁止されます。

GAP(農業生産工程管理)

Good Agricultural Practice(グッド アグリカルチャラル プラクティス)の略語。食品安全、環境保全、労働安全、品質向上など様々な目的で「適切な農業生産を実施すること」。食品の安全性に悪い影響を与える要因(残留農薬、重金属、病原微生物、異物混入など)の影響をできるだけ抑える生産方法をリスト化し、確実に実施・記録し、より適切な生産方法に見直していきます。

群馬県食品安全基本条例

食品等の安全確保に関する基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、食品等の安全確保に関する施策や計画の策定などについて定めています。(平成16年4月施行)

群馬県食品自主衛生管理認証制度

食品関係施設の衛生水準の向上を図り、より安全な食品を提供することを目的とし、自主的な衛生管理について一定の水準以上にあると認められる施設に対し、認証を与える群馬県独自の制度。

群馬県農薬情報システム

群馬県で作付けられている主要な農作物に対する病害虫や農薬に関する情報を記載した「群馬県農作物病害虫・雑草防除指針」をインターネットで公開しています。また、最新の農薬情報の検索・閲覧に加え、群馬県から配信されたお知らせも閲覧できます。

群馬県農薬適正使用条例

正式名称は、「群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例」。県、農薬販売者、農薬使用者の責務ととるべき対応、農産物の安全確認の対応、農薬の適正な販売、使用、管理を確保するための対応などを定めています。(平成14年10月施行)

ぐんま食育応援企業

県の進める「食育」に賛同し、生活習慣病の予防・改善や地産地消の取組、食育イベントへの参加・協力等を行う企業・団体を「ぐんま食育応援企業」として登録しています。

ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク

県民一人ひとりが主体となり、食の安全・安心の確保に取り組む「ぐんま食の安全・安心県民運動」の推進を目的に、平成19年5月に設立された消費者、生産者、事業者などの団体・個人が参加するネットワークです。県と連携を図りながら、リスクコミュニケーション事業などを実施しています。

検疫所

厚生労働省の機関で、海外から規格基準違反の食品や感染症や病害虫などが持ち込まれたり、持ち出されることを防ぐ機関。全国32カ所の主要な海港・空港において食品衛生監視員を配置し、輸入食品の監視指導を行っています。

健康情報ステーション

スーパーマーケット、飲食店、公共施設などで健康づくりの情報提供を行うために、群馬県食生活改善推進員連絡協議会の協力により設置されています。

健康食品

「健康食品」には、法律に基づき一定の基準を満たし、食品の保健機能を表示できる食品(「特定保健用食品(トクホ)」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」)もありますが、法律の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用される食品もあります。

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的に制定された法律。(平成21年4月施行)

さ行

GLP(食品衛生検査施設の業務管理)

Good Laboratory Practice(グッド ラボラトリー プラクティス)の略語。検査の管理を徹底し、検査施設における検査結果の信頼性の確保と検査方法の体系化を図るものであり、食品検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理等について具体的に規定したものの。

JAS法

正式名称は、「農林物資の規格化に関する法律」。食品の品質基準や生産方法の基準を内容とする「日本農林規格(JAS規格)」のほか、消費者が商品を識別し選択する上で特に必要な品目(しいたけ、精米、水産物、うなぎ加工品など)については、「品質表示基準」が設定されています。

収去検査

食品衛生法に基づき、保健所等の食品衛生監視員が流通する食品の安全検査に必要な最小限の食品を製造所や販売店から無償で提供を受けて行う検査。

消費者庁

消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らせる社会の実現を目指し、消費者行政の司令塔として平成21年9月に設置。消費者事故情報を一元的に集約し、調査・分析、消費者への注意喚起を行うほか、各省庁に対する勧告等を行っています。また、食品事故も含めた消費者被害の拡大防止対策や消費者の商品選択につながる食品表示法などを所管しています。

食育推進リーダー

食育の基礎知識と食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野にわたる総合的な知識と技術を習得し、地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成され、食育の担い手として地域で活動しています。

食の現場公開事業

食品の安全に関わる相互理解や信頼関係の醸成を図るため、群馬県の「食の現場公開事業」に登録した事業者を消費者が自主的に訪問し、施設見学や意見交換を行う事業です。

食品安全委員会

平成15年7月、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に関するリスク評価を行う機関として内閣府に設置。食品の健康影響評価を実施し、それに基づいた勧告を行うほか、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関。

食品安全基本法

食品の安全確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律。(平成15年7月施行)

食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、都道府県等が流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効率的に行うことを目的に地域の実情に合わせ毎年度策定します。

食品衛生指導員

事業者の自主管理体制の強化と消費者に対し適切な食品衛生思想の普及を図るため、食品衛生指導員養成講習会を受講し、都道府県等の食品衛生協会長の委嘱を受けた者。地域において営業施設の自主巡回指導、食品衛生責任者の養成及び製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生に関する普及啓発等を行っています。

食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、飲食店事業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することを目的として、食品衛生指導員から推薦し、県知事の委嘱を受けた者。地域の食品に関する情報収集及び伝達、営業許可の事前指導、保健福祉事務所活動への協力等を行っています。

食品衛生法

食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律。(昭和22年施行)

食品等回収情報提供システム

健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等を速やかに流通から排除し、健康への被害を未然に防止するため、事業者の申し出に応じて県ホームページで自主回収情報を提供する群馬県の制度です。

食品の適正表示推進事業所登録制度

県が主催する「群馬県食品の適正表示推進者育成講習会」の受講者が中心となり、適正表示の推進に積極的かつしっかり取り組んでいると認められる事業者を、事業者からの申請に基づいて登録する県の制度です。

食品の適正表示推進者

食品を取り扱う事業所において、適正表示に対する自主的な取組の中心的な役割を担う者。群馬県では、この食品の適正表示推進者の育成を目的として、食品の適正表示推進者育成講習会を定期的を開催しています。

食品表示法

食品の安全確保及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法、健康増進法のそれぞれに規定されていた食品表示に関する事項を統合した、食品表示に関する包括的かつ一元的な法律。(平成27年4月施行)

食物アレルギー

特定の食品を摂取したり、接触したり、吸入したりして起こる、皮膚粘膜・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のこと。主な原因食品は年齢によって異なり、乳幼児では、鶏卵、乳製品、小麦が多く、小学生以上では、甲殻類、果物類、魚類などが多くなります。

た行

大量調理施設衛生管理マニュアル

大規模な調理施設で食中毒などが起きると大事故につながるおそれがあることから、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する大量調理施設を対象として厚生労働省が示した衛生管理の指針。HACCPの概念に基づき食品の取扱い管理について規定しています。

動物用医薬品

動物の病気の診断、治療または予防に使用される医薬品(抗生物質や寄生虫駆除剤など)。食品衛生法に基づく残留基準を超える動物用医薬品が残留している食品は、販売禁止などの措置がとられます。

特定給食施設

健康増進法により、「特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの」として定義された施設。具体的には、学校、病院、福祉施設などで1回100食以上又は1日250食以上の食事を継続的に供給する施設をいいます。

と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)をと殺し、又は解体する施設。

な行

農場 HACCP

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を取り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階での危害要因をコントロールする手法です。

農薬管理指導士

農薬販売業者、農薬の使用に関して指導的な立場にある方並びに防除業者及びゴルフ場等の農薬使用者など農薬を取り扱う事業者を対象に、農薬の専門的知識の修得者を県が認定する制度。

農薬適正使用推進員

農薬の専門知識を持ち、適正な農薬の使用と他の農薬使用者への助言等を行う生産者を県が認定する制度。

農薬取締法

農薬の登録制度により品質の適正化を図り、販売および使用の規制等を行うことにより、農薬の安全で適正な使用の確保を図ることを目的として制定された法律。

は行

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point(ハザードアナリシス アンド クリティカル コントロール ポイント)の略語で、「危害分析重要管理点」のこと。食品の製造・加工のあらゆる工程で微生物汚染や異物混入等の危害について、あらかじめ調査・分析し、分析結果に基づき、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点と定め、これが遵守されているかどうかを継続的に監視・記録し、確認することにより、安全性を確保する衛生管理手法。

BSE

BSE プリオンと呼ばれる病原体に牛が感染し、牛の脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると言われている牛の病気。BSE に感染した牛の脳や脊(せき)髄などを原料としたえ

さが原因で、英国などを中心に感染が広がり、日本でも平成13年9月から平成21年1月までの間に36頭の感染牛が発見されました。しかし、家畜のえさの規制が行われた結果、それ以降の感染は確認されていません。

フードディフェンス(食品防御)

原料調達から販売までの各段階において、人為的に毒物などが混入されることのないように監視し、食品の安全を確保すること。従来の衛生管理による食の安全確保(フードセーフティ)の考え方とは異なる概念。

ポジティブリスト制度

原則としてすべてを禁止し、禁止していないものを例外的にリスト化する制度のこと。食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品については、平成18年にポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて含まれる食品は販売禁止等の措置がとられます。

ら行

リスクコミュニケーション

食の安全性について理解を深めるため、消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で情報や意見をお互いに交換するもの。一般には、関係者が会場などに集まって行う意見交換会など、双方向性のあるものですが、広い意味では、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものもリスクコミュニケーションの取組に含まれます。

群馬県食品安全基本計画2016-2019

平成28年3月

群馬県健康福祉部食品安全局食品安全課

(平成28年4月から、群馬県健康福祉部食品・生活衛生課になります。)

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2423

E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

